

地名散歩

第24回 増加するカタカナの地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

プラットホームに掲げられた駅名標。戦前からローマ字併記は当たり前であったが、最近はこれに中国語やハングルが加わったものをよく見かける。中国や韓国からの観光客の増加が背景にあることは間違いない。このうちハングルは「発音記号」だからともかく、中国語表記で苦労するのがカタカナ駅名らしい。

中国では漢字圏以外の外来語を日本で片仮名表記するのと同様、ロシアを俄羅斯(台湾では正字＝繁体字、中国では簡体字。以下同様)、デンマークを丹麥といった具合に漢字を表音文字として表記するのが基本だ。場合によっては原語そのものではなく、カンガルーを大袋鼠と意識することも、またバレエを芭蕾舞と音訳と意識を混ぜることもある。

ところで、日本のカタカナ地名・駅名をどう表記するかといえば、基本的には意識が多いようだ。例えば、小田急多摩センター駅は

「小田急多摩中心」だし、大阪のウォーターフロントにある地下鉄コスモスクエア駅など「宇宙広場」である。例外的なのは山梨県南アルプス市の「南阿爾卑斯市」で、これは音に漢字を当てており、どこことなくウイグルやチベット語エリアを思わせる表記だ。

それはさておき、最近の日本では漢字表記するのに悩みそうなカタカナ地名が増えている。自治体名としては、全国でも前述の南アルプス市と北海道のニセコ町しかないのだが、大字・町レベルだと膨大な数に上る。古株ではいずれも新興住宅地の町名として命名された横須賀市ハイランド(昭和50年)、さいたま市西区プラザ(旧大宮市、同59年)などがあるが、平成に入ってから全国各地に続々と出現している印象だ。

滋賀県湖南市にはサイドタウン一丁目～四丁目が平成20年(2008)に誕生した。これは



日本唯一のカタカナ市名となった南アルプス市。
1:200,000地勢図「甲府」平成23年要部修正



カタカナ町名としては「老舗」の横須賀市ハイランド。
1:25,000地形図「浦賀」平成22年更新

何のサイドかといえば、名神高速道路に面した「ハイウェイサイドタウン」を短縮したもので、以前は菩提寺^{ぼだいじ}という大字の一部だった。菩提寺という、いかにも歴史的な地名からサイドタウンというのは劇的なイメージチェンジである。能登半島の北部にある石川県輪島市は「輪島塗」の伝統あるイメージがあるのだが、埋立地に命名したのはマリンタウン(平成16年)。ひねらずストレートなのが山口県柳井市ニュータウン南町(平成11年)で、これはもと古開作と称する土地であった。開作とは新田開発に由来する山口県特有の地名である。寛文3年(1663)に開かれたもので、その後、貞享3年(1686)に新たに開作ができた後に「古く開かれた方」を区別する意味合いで古開作になった。思えば、ニュータウンも平成の開作(ただし農地ではないが)で、新開地の地名であることは間違いない。

平成に入ってハイテク関連業界がもてはやされ始めると、「テクノ」の付くものが各地に散見されるようになってくる。例えば、札幌市厚別区^{しものつぼろ}の下野幌テクノパーク(平成3年)、福井県若狭町若狭テクノバレー(同年)、大阪府和泉市テクノステージ(平成11年)、高知県香美市^{かみ}の土佐山田町テクノパーク(平成15年)、鹿児島県霧島市^{かかみがはら}テクノパーク(平成17年)、岐阜県各務原市のテクノプラザ(平成20年)など全国に分布している。最後のテクノプラザはもともと須衛町^{すゑ}などの一部であった。かつて須恵器の産地だったことにちなむ地名なので、昔の職人技テクノロジーが現代にプラザ(スペイン語で「広場」)を付けて再登場した雰囲気である。

同じ県内には岐阜市コモンヒルズ北山という、マンションを思わせる町名も平成14年

(2002)に登場した。元は大洞^{おおぼら}桐ヶ丘などの一部で、洞は岐阜に特有な谷間を意味する地名である。しかし、谷間は埋め立てられており、谷をヒルズに改変したといえ、赤坂アークヒルズ(東京都港区)の元の地名に谷町が含まれていること、それに六本木ヒルズの多くを占める旧町名が北日ヶ窪町と称していたのと共通しているのは興味深い。谷や窪地から丘への「脱皮願望」だろうか。

ヒルズといえば、札幌市の北に隣接する北海道当別町にはスウェーデンヒルズという町があり、私も訪れたことがある。その名の通りスウェーデン住宅ばかりが並んでいる新興住宅地で、その会社のサイトに「景観が統一された美しい街並みは、一瞬、北欧の街に足を踏み入れたのではないかという錯覚すら覚えます。」とあるように、公園に黒髪の日本人の子供たちが遊んでいなければ、まったく区別がつかない。ヨーロッパのような街並みといえば、長崎県のハウステンボスであるが、オランダの街並みを再現したテーマパークの所在地は、そのものズバリ、佐世保市ハウステンボス町と称する。開園前年の平成3年(1991)に指方町^{さしかた}の一部を分割してできた。

最後に、漢字・ひらがな・カタカナ併用地名をご紹介します。埼玉県三郷市の「新三郷らシティ」である。平成20年(2008)に大広戸、彦成などの一部を割いてできた武蔵野線の操車場跡地で、再開発に伴って、大規模ショッピングセンター「ららぽーと」が進出したのを歓迎してこうなった模様。武蔵野線には平成20年(2008)に越谷レイクタウンという駅も誕生、無国籍化が進む日本もここまで来たか、という感慨ひとしおである。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 686
2014 March



表紙写真
「希望の一本松」
第28回写真コンクール入選
金 哲朗 ● 岩手会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために—
第23回 知っておくべき消費税の知識
公認会計士 小松 英明
- 07 平成25年度 第2回全国会長会議 開催報告**
- 11 G空間EXPO 2013 開催**
地理空間情報科学で未来をつくる
- 14 第10回全国青年土地家屋調査士大会 in 大阪
- 16 愛しき我が会、我が地元 Vol.01
札幌会/愛媛会
- 21 ネットワーク50
神奈川会/岐阜会
- 24 公嘱協会情報 Vol.106
- 25 会長レポート
- 27 会務日誌
- 30 第29回写真コンクール作品募集
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 国民年金基金から
- 34 第9回国際地籍シンポジウム(韓国)
会員研究論文募集のお知らせ
- 35 お知らせ
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
- 38 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 39 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
電子証明書
知っておきたい! ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第23回 知っておくべき消費税の知識

公認会計士 小松 英明

平成26年4月1日から消費税が改正されます。本稿では、消費税の基本的な仕組みと、改正に関連する事項につき概要を説明したいと思います。

消費税が課税される取引

取引の種類は、対象外取引、非課税取引、課税取引及び輸入貨物に対する課税に分類されます。

1. 対象外取引(不課税取引)

消費税は国内における資産の譲渡及び輸入貨物に課税されることになっています。従って、資産(役務)の譲渡に当たらないものは課税対象外です。土地家屋調査士の会費のように、会費と資産(役務)の提供の明らかな対価関係が無いものも不課税となっています。

2. 非課税取引

取引自体は資産の譲渡ですが、政策上の理由で課税しないものです。居住用の建物の賃貸、土地の譲渡、預金や貸付金の利息等がこれに該当します。

3. 課税取引

非課税取引以外の、国内での全ての資産の譲渡が課税取引です。ただし、国内の資産やサービスを輸出する場合及び非居住者に対するものは輸出免税が適用されます。国内取引か輸出免税かは個々に検討が必要です。例えば、外国の会社から国内の不動産の調査業務を受嘱した場合は、その会社が国内に支店や出張所などの恒久的施設を有していれば国内取引として課税されます。これらの施設が無い場合は、相手が非居住者ということで免税です。

4. 課税貨物の輸入に対する課税

海外から資産を国内に持ち込む場合は、税関を通過した時点で課税されます。通常の国内取引では、売った事業者(法人や、事業を行っている個人)が買い手から消費税を受け取り、申告により納付することになっていますが、輸入の場合は税関で関税などと合わせて、事業者か事業者でない個人かを問わず課税されます。輸入品はすべて対象ですが、関税の課されない範囲の少額の携帯品(お土産等が典型)は消費税も免税です。輸入消費税は日本だけでなく、海外の主要国にも同様の制度があります。ただし、職業用具、展覧会の展示品、商品の見本など、帰国時に持ち帰る一時輸入品は課税しないという国際条約がありますから、所定の手続を採れば課税されません。関税や輸入付加価値税(輸入消費税)の担保を仮納付し、出国時に返金してもらうということになります。昨年、ドイツでバイオリン奏者が持ち込んだ楽器に関税及び輸入付加価値税を課し、楽器を没収した事件がありました。ドイツは付加価値税が原則19%という国ですから、簡単に仮納付できる金額ではありません。その後、EUの規定が変わりましたが、こんなトラブルを防ぐためにATA条約(通称カルネ)があります。これは、出国する国の公的な団体が、その品物を本国に持ち帰ることを保証する制度で、その団体発行のカルネ(手帳)を税関で提示することにより、相手国で一時輸入の担保などが不要とされています。日本では、交付に基本料金1万4千円他の料金に加え、手続が少々面倒なので一般の方の利用は少ない様ですが、海外への高価な機材持込み等の場合は考慮すべきでしょう。

5. 間違いやすい課税、非課税、免税の判断

- ①**原稿料などの雑所得**：個人の事業所得や、不動産所得の申告者で、本業以外に執筆や講演などの収入があり、これらを雑所得として申告する場合があります。雑所得であっても**反復継続**して収入がある場合は、事業として課税売上に合算して消費税を申告します。**反復継続**の定義が少々曖昧ですがご注意ください。
- ②**事業・家事兼用の資産**：個人事務所で、事業・家事兼用の乗用車などを購入した場合は、事業用割合に見合う金額が仕入税額控除の対象です。300万円の価格で事業使用割合が90%の場合は、90%の270万円が課税仕入です。売却した場合も同様に90%を課税売上とします。事業に供していた車等を家事用に転用した場合は所得税では所得は発生しませんが、消費税では時価で課税売上があったものとして事業の課税売上に合算します。
- ③**商品券・切手などの金券**：支払手段の譲渡は課税取引ではありません。従って、金券類は購入したときではなく、使用したときに課税仕入となります。ただし、切手は購入時に通信費(課税仕入)に計上することが認められています。商品券そのものを贈答に使った場合は課税仕入になりません。
- ④**収入印紙**：租税公課の支払手段なので非課税取引のはずですが、指定の(認可された)印紙販売所外での売買は課税取引です。指定外のいわゆる金券ショップでの購入や、購入した印紙を他社に譲渡した場合等は課税取引になります。
- ⑤**会費**：会費と、その会が提供する役務との対価関係があるか否かで判断します。明らかに対価関係があるゴルフ場の年会費(プレーの対価)、民間の研修会の会費(研修の対価)等は課税仕入です。土地家屋調査士会の入会金・年会費のように不課税の場合は、会員にその旨を通知することになっていますので、不明な場合はその団体に質問すると答えてもらえます。
- ⑥**土地建物の一括売買**：売買契約書に土地(非課税売上)、建物(課税売上)の価格がそれぞれ記載されている場合は原則としてその価格に従いますが、価格が合理的でない場合は税務上の否認を受けることもあります。合計額で記載され、内訳が不明の場合は、時価を算出して按分する

ことが必要ですが、採用する時価の選定が少々困難です。従って、客観的に計算できる固定資産税評価額による按分が多く採用されます。

- ⑦**賃貸住宅の賃料に含まれる駐車場料金**：金額が一括で記載されていても、**駐車場の状況**が条件を満たさないと居住用(非課税売上)になりません。
- ⑧**給与と外注費**：税務調査の現場でよく問題になるのが、給与か、外注費かという判定です。給与は非課税仕入で外注費は課税仕入です。給与は社会保険その他の労働法の負担も大きいという理由で、外注契約にする例があります。ただし、税法は実態で判断します。交通費の支給、執務時間の拘束、指揮命令系統、消耗品や備品の支給状況等を勘案して、実態が給与であれば税法上は給与とみなします。外注の場合は、契約内容に留意ください。

消費税の納税義務者

消費税の納税義務者は法人及び事業者である個人です。これに資本金、基準年度等の条件を当てはめ、免税事業者か課税事業者かを判断します。

1. 基準期間(前々期)及び特定期間(前期)の売上による判定(平成25年1月より改定)

当期が課税事業者(納税義務がある)であるか否かは、まず基準期間の課税売上(1千万円以下か否か)で判断します。基準期間が課税事業者である場合は消費税を抜いた金額、免税事業者である場合は消費税込の金額をこの1千万円に当てはめ、以下であれば当期は免税事業者となっていました。しかし、平成25年1月以後の開始の事業年度については課税が強化され、基準期間の条件に加え、前事業年度のスタートから6か月間(**特定期間**)の課税売上が1千万円以下であることが、要件として追加されました。この改定により、基準期間のない開業後2年間は免税だった事業者が、2年目から課税事業者になる例が出てきました。

2. 新設法人の特例

資本金1千万円以上の法人は新設初年度と2年目は基準年度が無いのですが課税事業者になります。

3. 簡易課税制度

税額計算を簡便化するために簡易課税制度があります。原則法は課税売上の消費税から課税仕入の消費税を控除して納付するのですが、簡易課税は、基準期間の課税売上が5千万円以下の場合に、売上消費税から、業種により5種類の課税仕入割合(90%から50%)を控除し、税額計算をするというものです。この制度を選択するには「**選択届**」を、選択する事業年度開始日の前日まで(新規開業の場合は原則としてその事業年度内)に提出しなければなりません。一旦、選択すると2年間は原則法に戻せず、戻す場合の届出も同様にその事業年度の開始の日の前日までです。申告書の提出とは期限が異なり、時期を失念しやすいので要注意です。土地家屋調査士は5種類のうちの第5種の業種分類で、みなし課税仕入割合が50%です。事務所の経費のうち人件費の割合が多く、実際の課税仕入割合が50%に満たない場合は、簡易課税制度の方が有利ということですが。

4. 課税事業者を選択する

本来は免税事業者であっても課税事業者を選択することも出来ます。建物を購入するような場合は多額の課税仕入が発生するので、前もって原則法で課税事業者の選択をしていれば、その期間は控除消費税が大きくなります。ただし、通常2年間で取り消すことができるものが、調整固定資産(100万円以上)取得の場合は3年間継続です。また、調整固定資産取得の場合は、その後に**調整計算**というものを行います。計算方法は省略しますが、有利でない場合もあるので選択後3年間での損得を検討すべきです。なお、前年度末に選択届の提出を失念し、購入前に気付いた場合は、課税期間を3か月又は1か月に変更する届の提出で間に合うことがあります。

5. 事業を相続した場合

相続により事業を相続した場合は、被相続人(亡くなった方)の地位を引き継ぎ、被相続人の売上が相続人の基準年度の売上とみなされます。初年度に無申告にならないよう注意が必要です。ただし、ここでいう事業の相続とは、課税売上が発生する資産の相続のことを指しますので、主に賃貸不動産の相続の場合です。父の個人事務所を引

き継いでも消費税法上の事業の相続にはなりません。また、相続で引き継ぐのは基準年度だけで、簡易課税の選択など、届出が要件のものはその年内に新たな届出が必要です。

消費税の申告

原則法は売上消費税から仕入消費税を控除して納付額を計算し、簡便法は売上の消費税から一定割合を控除して計算するのですが、選択により利益や納付する消費税が変わってきます。

1. 税込経理か、税抜き経理か

税込経理とは会計処理をすべて消費税込の金額で計上することで、税抜き経理とは消費税を分けて計上することです。税込経理も、税抜き経理も消費税の納付額は変わりませんが、決算書の利益が変わる場合があります。棚卸資産がある場合の税込経理は、棚卸資産の計上額が税込になるので利益が多くなります。税込経理は税額を決算書に損金(経費)として計上しますが、翌期までに損金に計上すればよいことになっています。法人の交際費の損金不算入制度は、経理した額で加算しますので、税込経理は加算額が多くなります。

2. 一括比例配分方式と個別対応方式

原則法では仕入消費税の内、非課税売上に対応するものは税額計算上原則として控除できません。一括比例配分とは、控除する消費税を、課税売上(輸出免税を含む)と非課税売上の割合で単純に按分して控除額を計算する方法で簡便です。しかし、土地と建物を分譲する事業など、非課税売上が多額の場合は、単純按分では、建物(課税売上)の仕入税額が按分により非課税売上用の仕入税額とされる部分が出て、控除額が減り不利です。この場合は個別対応方式が有利です。個別対応方式とは、仕入消費税を、課税売上用、非課税売上用、共通用と分類して、共通用部分のみ按分計算するものです。この選択は届出が必要ないので申告時に決めることができますが、一括比例配分方式の選択は2年間継続が条件です。個別対応方式は1年だけでも可能です。

3. たまたま土地の売却があった場合

当期にたまたま非課税売上割合が高くなり不利になるので、この場合は過去3年間の実績の課税売上割合を考慮して計算することが認められます。ただし、原則として決算期末日までに届出が必要です。

消費税法改正に関する留意点

平成26年4月1日から税率が8%に、平成27年10月1日から10%に改定されます。税率改定の他にも若干の改正があります。

1. 特定新規設立法人

課税売上5億円超の会社が、平成26年4月1日以後に子会社や関係会社を設立した場合は、資本金1千万円未満でも初年度、2年目は課税事業者になります。会社の事業を分けて1・2年目の課税を免れる事を防止するためといわれています。

2. 税率改定による経過措置

新税率に移行後は、旧税率と新税率の取引が混在するので、経過措置があります。この経過措置は、26年4月1日改定と27年10月1日改定の両方に適用になります。主たる内容は、資産の引き渡しの契約時期(指定日)により、その資産の引き渡しが26年4月1日(次回の改定時は27年10月1日)以後であっても旧税率を適用するという趣旨です。旧税率が適用になるもので、皆様に関係のありそうな主なものを以下に例示します。

①工事の請負等に関する旧税率の適用

平成25年9月30日(次回は平成27年3月31日)までに一定の内容を記載した契約を締結することが必要です。契約とは必ずしも紙に書いたものではないですが、「記載」の文言がありますので文書にすべきでしょう。測量業務は「工事の請負等」に該当する旨が附則で明記されています。ただし、完成に長期間かかること、引き渡しが一括で行われること等の他の要件もあります。尚、着手の時期については規定がありませんので、平成26年4月1日以後(次回は平成27年10月1日以後)の着手でも条件を満たせば旧税率が適用になります。

②経過措置の適用を受けたくない場合

売上先が、簡易課税が適用にならない課税事業

者の場合は、税率により相手に損得はありません。一方、当方が簡易課税を採用している場合は、経過措置の適用を受けず、新税率での売上のほうが益税が生じ、得になることがあります。その場合は、契約書を経過措置の適用がないような文言にしなければなりません。

③売上の値引・貸倒金の旧税率適用

旧税率で売上計上をしたものは、旧税率で値引や貸倒があったものとします。従って、売掛金は回収が終わるまでは発生時期が判るよう管理しなければなりません。

④家賃の旧税率適用

貸付期間中の家賃が決められていること、金額変更の申し出ができるという記載がないこと、この二つが要件です。通常の賃貸契約はほとんど該当しますが、テナントの売上に応じて金額が変わるような契約は適用外です。これも平成25年9月30日までの契約で法律施行前(平成26年3月31日まで)に賃貸が始まっていることが条件です。

⑤リース料の旧税率適用

ファイナンスリースは引渡時に売買処理するので経過措置は対象外で、オペレーティングリースが対象です。契約時期、賃貸の開始時期等、家賃と同様の要件の他にリース料合計額の要件がありますが、リース料合計額の要件は、リース専門会社との契約では、ほとんどが該当します。なお、リース料には利息(非課税取引)が含まれていますが、オペレーティングリースは全額を賃貸(課税取引)とします。

最後に

消費税は、諸届を失念したばかりに損をすることが多々あります。事業年度が終わってからでは手遅れになるものが多いのでご注意ください。

下記は国税庁の消費税のURLです。

「国税庁ホームページ」→「消費税」→「よくある質問」で検索できます。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/shouhi.htm>

平成25年度 第2回全国会長会議 開催報告

日 時：1日目 平成26年1月15日(水)午後1時～午後5時
2日目 平成26年1月16日(木)午前9時15分～正午
場 所：土地家屋調査士会館 3階会議室

全国会長会議は毎年度2回開催されています。過日、各土地家屋調査士会会長にはご多忙の中、平成25年度第2回全国会長会議が開催されました。

(1月15日)

- 1 開会のことば
- 2 連合会長あいさつ
- 3 座長選出
- 4 連合会会務報告
質疑応答
- 5 連合会からの説明事項
質疑応答
- 6 平成26年度における事業方針

(1月16日)

- 7 平成26年度における事業計画について
6・7について意見交換
- 8 閉会のことば



1日目(1月15日)

1 定刻どおり、午後1時から日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)総務部の野城宏理事の司会により、岡田副会長の「開会のことば」から会議が始まりました。

2 林千年会長による「連合会長のあいさつ」がありました。

喫緊の課題と中長期的な課題とに分け、メリハリが利いた会務運営を心がけているところで



あるが、今日・明日の会議では忌憚のない意見交換をいただき、今後の会務に活かしていきたい。

3 座長には、中国ブロック協議会から西本聡士山口県土地家屋調査士会会長が選出され、挨拶の後、会議が始まりました。



4 連合会会務報告・質疑応答
【制度対策本部】

報告者：岡田副会長、菅原副会長
資料に基づき、制度対策に関する活動状況について総括的な報告がされた後、現在、検討を行って

いる事項及び対応している事柄について説明がありました。

1. 制度基盤の拡充を図るための具体的方策と展開
2. 資格者制度の改革に関する情報の確実な捕捉と適切な対処
3. 効果的な制度対策戦略会議の開催
4. 東日本大震災の被災地の早期復興に向けた諸施策への対応
5. 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化

なお、東日本大震災に関する記録については『土地家屋調査士白書2014』に掲載する予定であり、同白書は平成25年度中に発行できる見通しである。

【総務部関係】

報告者：加賀谷副会長
資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告が

ありました。

1. 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - ・連合会会則施行規則第17条第3項に基づく、附録第9号に定める領収書の様式に関して、平成25年度第4回理事会において改正することが承認された(平成26年4月1日施行)。
 - ・「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」(平成24年3月26日付け日調連発第449号)については、各土地家屋調査士会における会員指導に活用していただけるように追録を作成中である。
2. 連合会業務執行体制の整備・充実
3. オンライン登記申請への対応
4. 特定認証局の運営に関する事項
5. 情報公開に関する事項
 - ・懲戒処分情報の公開(連合会ホームページ及び会報誌)を開始するにあたり、運用準備を進めている。
6. 会館の維持管理に関する事項
 - ・民間認証局の移行に伴い連合会館(土地家屋調査士会館)の会議室が一部使用できなくなること及び同会館(シティ音羽)の地下倉庫にある収納物を移管するため、近隣の貸事務所を賃借することとした。

【財務部関係】

報告者：加賀谷副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告をされました。

1. 財政の健全化と管理体制の充実

- ・各部等における中長期的な事業計画及び会員数の動向予想等を考慮した、中長期的な財政計画について検討している。
2. 福利厚生及び共済事業の充実
 3. 業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布等に関する検討
 4. 各土地家屋調査士会における財政状況の資料の検討
 - ・各土地家屋調査士会からいただいた予算及び支出科目の執行状況を検証し、財政状況に応じた支援ができないか検討することとした。
 5. 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の検証
 6. 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の検討
 7. 団体定期保険の廃止
 - ・配当金、長寿祝金及び事務所費等は平成26年3月末までに送金し、事務手続を終える予定である。

【業務部関係】

報告者：宮嶋副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

1. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
2. 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査
 - ・平成25年度実施の「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」の最終回答率は23.5% (平成22年度は24.9%)であった。平成25年度内に集計結果を報告できるように、現在、報告書の作成作業を行っているところである。
3. 筆界特定制度に関する事項

4. 登記測量に関する事項

- ・現在までの認定登記基準点の総数は、一級308点、二級99点、三級448点、四級394点、合計1,249点であり、申請件数は52件(地区)である。
5. 業務情報公開に関する事項
 6. その他
 - ・「調査・測量実施要領」については、筆界特定制度及びADRに関して、平成26年3月末までに追録4号として発刊の予定である。
新たな「執務規程」及び「作業要領」の構成案の指針について継続して協議を進めているところである。
 - ・不動産登記規則第93条ただし書きに規定する不動産調査報告書については、連合会(案)を作成し、引続き、法務省民事局民事第二課と協議を行っている。

【研修部関係】

報告者：菅原副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

1. 研修の企画・運営・管理・実施
 - ・有識者の意見を参考にし、CPDポイントの取得の促進と活用の検討に向け、CPD評価検討委員会の開催を予定している。
 - ・会員必携の改訂作業について検討している。
2. 土地家屋調査士特別研修の受講促進
3. ADR認定土地家屋調査士研修の啓発

【広報部関係】

報告者：岡田副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

1. 広報に関する事項

- ・連合会のホームページにおいて、各土地家屋調査士会で作成している広報ツール及び広報グッズが一覧できるページを作成する予定である。
- ・前年度からの企画であった、土地家屋調査士の制度及び業務を紹介する30分程度の番組を制作し放送する方向で進めている。なお、同素材は二次利用が可能であることを確認している。

2. 会報の編集及び発刊に関する事項

3. 情報の収集に関する事項

- ・土地家屋調査士に関する市場動向を調査するため、インターネットを利用した市場リサーチを実施する予定である。

【社会事業部関係】

報告者：菅原副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

1. 公共嘱託登記関連業務の環境整備に関する事項

- ・認定登記基準点を用いた測量成果を国土調査法第19条第5項の地図作成に利用できるように関係機関と協議を重ねている。

2. 土地家屋調査士関連業務の拡大

- ・日常業務の成果を活用した地図作りの拡大は、国土調査法

第19条第5項の指定ともリンクさせ、地図対策室においてマニュアル作成を検討し、進めている。

3. 登記所備付地図の作成及び整備に関する事項

4. ADR認定土地家屋調査士の活用と土地家屋調査士会ADRセンターの支援等に関する事項

5. 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

- ・各土地家屋調査士会ADRセンターの利活用を図るため、法テラスコールセンターにおいて、オペレーターに対して土地家屋調査士の業務と土地家屋調査士ADRセンターに関する研修会を行った。

6. 土地家屋調査士会が取組む防災協力等、社会貢献への取組み

- ・地方自治体等と災害時における協定の締結を検討している土地家屋調査士会への情報提供を行っている。

【研究所関係】

報告者：宮嶋副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

10年後の土地家屋調査士制度を見据えた研究テーマ(下記、1.～5.のとおり)を掲げ、それに対応できる研究員を選任した。

1. 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

<研究所の役員以外に研究員を置く体制を取っている研究>

2. 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

3. 地籍管理に関する国際標準化

についての研究

4. 自然災害における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

5. 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

6. 会長から負託された事項の研究

7. 前年度研究成果の利活用について

【土地家屋調査士特別研修運営委員会関係】

報告者：菅原副会長

資料に基づき、以下の事項についての活動状況について、報告がありました。

1. 第8回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

- ・同研修の結果、平成25年10月1日に新たに250名が土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けた。現在までの総認定者数は5,410名である。

2. 第9回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

※報告の後、活発な意見交換が行われました。

5 連合会からの説明事項・質疑応答

1. 日調連特定認証局の民間認証局への移行について(中塚総務部長)

- ・連合会ホームページの会員の広場に、民間認証局への移行について、動画による説明を掲載する予定であるので、参考にしていただきたい。

2. 公共事業に係る入札情報の収集について(海野社会事業部長)

- ・①県、市町村、国の出先機関

の入札条件のうち土地家屋調査士法違反の疑いがあるもの、②登記所備付地図作成作業の入札情報と開札結果(参加者数を含む。)について情報を収集したいので、ご協力をお願いしたい。

3. 旅費規程及び役員給与規程の改正について(小保方財務部長)
 - ・前回改正(平成24年4月1日施行)からの運用結果について検証した結果を踏まえ、両規程の一部改正について検討を進めている。

※説明の後、活発な意見交換が行われました。

6 平成26年度における事業方針

1. 平成26年度事業方針大綱(案)
 - ・林会長から、目標を四本柱とする大綱(案)が示された。
2. 平成26年度各部等事業計画(案)
 - ・岡田副会長から、制度対策本部については説明があったあ

と、各事業部の事業計画(案)については担当部長から説明がされた。

2日目(10月17日)

7 平成26年度における事業計画

1. 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について(加賀谷副会長)
 - ・各土地家屋調査士会の協力により提供された財政状況調査の結果、会員数による財政の差は歴然としており、その影響で会員が得られるべき研鑽等の機会均等が図れていない現状にある。会員数が少ない土地家屋調査士会に何らかの支援を行うことを検討し、是正していくことに取り組みたい。
2. 平成26年度「土地境界実務講座(仮称)」の開催について(宮嶋副会長)
 - ・土地家屋調査士の境界の専門家としての確立と社会的認知

の獲得の実現に向けた事業の一つとして位置づけ、連合会が行う土地家屋調査士の職責に応えるための能力担保措置の柱としていきたい。

3. 平成26年度開催予定のシンポジウムについて(菅原副会長)
 - ・現在、準備委員会を設置し検討しているところであるが、社会事業部が所管する形で、実行委員会を組成した上、開催に向けて取り組んでいきたい。

※6、7について活発な意見交換が行われました。貴重な意見を参考として、企画・運営されることを期待します。

- 8 加賀谷副会長から、本会議がたいへん充実した会議になったことへのお礼が述べられ、平成25年度第2回全国会長会議は閉会しました。

広報部次長 金子正俊



G空間EXPO 2013 開催

地理空間情報科学で未来をつくる

■G空間EXPO2013について

G空間EXPO2013（地理空間情報科学で未来をつくる）が、平成25年11月14日・15日・16日の3日間にわたり開催されました。

「G空間(情報)」とは、将来が期待される重要科学技術分野の一つである「地理空間情報技術」(= Geospatial Technology)の頭文字である「G」を用いた、「地理空間(情報)」の愛称のことです。

「G空間EXPO」は、国をはじめとして産・学・官の協働による「G空間EXPO2013運営協議会」が主催するもので、地理空間情報に関連する団体・個人だけではなく、小学生から大人まで広く一般国民を対象として、「G空間社会」を体験・理解してもらうためのイベントです。

【日時】 平成25年11月14日(木)・15日(金)・16日(土)

【場所】 日本科学未来館(東京・お台場)

【概要】 大会の趣旨・概要については、公式ホームページで以下のとおり説明されています。

地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現 へ向けて産学官が連携し地理空間情報と衛星測位の利活用を推進する場

近年、クラウドの普及やSNSの浸透、マッシュアップによるサービスの拡がりなど、情報通信における技術革新にはめざましいものがあり、またスマートフォンの急速な普及やWi-Fiなど無線通信環境の充実により、日常生活や経済活動に欠かせない位置と時間の情報(G空間情報)をいつでもどこでも取得できる環境が整いつつあります。

さらに、平成22年9月には、より高度な測位を可能にする準天頂衛星初号機「みちびき」が打ち上げられ、2010年代後半を目途に4機体制へ整備、将来的には7機体制に拡充することを目指すなど、衛星測位分野においても今後大きな進展が見込まれています。

こうした状況の中、「G空間EXPO」は、地理空間情報活用推進基本計画(最新：平成24年3月27日

閣議決定)(※1)に基づき、G空間社会の裾野を広げることを目的に産学官の連携により、平成22年9月に「G空間EXPO(2010)」、昨年6月に「G空間EXPO2012」と、これまで2回開催され、G空間社会の実現へ向け、広く一般の方々の理解を促すとともに、G空間関連産業の発展に努めて参りました。

これらの成果を踏まえ、「G空間EXPO2013」においては、G空間情報の最先端の技術やサービスを集結し、展示・講演・シンポジウム、体験イベント等を通じ、広く一般の方々に未来をつくる日本の技術やサービスを紹介する場とするとともに、新たな技術やサービスの創出や既存のそれらの高度化・発展に関する民間事業者等の提案や創意工夫を掘り起こす場とし、取り組んで参ります。

G空間EXPOは、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に関する民間の提案や創意工夫を掘り起こす目的で、地理空間情報産学官連携協議会に設置されたG空間EXPOに関するワーキンググループ(※2)において検討され、開催されるものです。

(※1次項)

(※2連合会はこのワーキンググループに参画しています。)

■地理空間情報活用推進基本計画については、 国土交通省のホームページで以下のとおり説明されています。

新たな「地理空間情報活用推進基本計画」について —G空間社会の実現を目指して—

平成24年度からの新たな「地理空間情報活用推進基本計画」が閣議決定されました。誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく確かな情報を入手し行動できたりする「地理空間情報高度活用社会(G空間社会)」の実現を目指します。

1. 概要

地理空間情報活用推進基本計画は、平成19年に

施行された地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)に基づき作成された基本計画です。これまでの基本計画は平成20年に策定されましたが、平成23年度末でその期末を迎えることから、関係行政機関からなる地理空間情報活用推進会議において新たな基本計画について検討を行い、このたび閣議決定されました。

新たな基本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までとなっています。これまでの基本計画における成果・達成状況や、地理空間情報を巡る社会情勢の変化を踏まえて、新たな基本計画では、以下の4つの基本的方針の下、様々な施策に取り組むこととしています。

- 社会のニーズに応じた持続的な地理空間情報の整備と新たな活用への対応
- 実用準天頂衛星システムの整備、利活用及び海外展開
- 地理空間情報の社会へのより深い浸透と定着
- 東日本大震災からの復興、災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献

2. 閣議決定日 平成24年3月27日(火)

■日本土地家屋調査士会連合会の活動

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)は、このG空間EXPO2013の大会趣旨に賛同し、連合会研究所の小野伸秋所長を中心としたメンバーで「UAVと3D登記制度～水平型社会が創る新たな登記制度を考える～」をテーマとして、シンポジウムを開催しました。

【日時】 平成25年11月16日(土)午後2時30分から午後4時30分まで

【場所】 日本科学未来館・7階会議室2

●シンポジウム

連合会林千年会長から、挨拶とシンポジウム開催の趣旨説明があった後、司会者からコーディネーター及びパネリストの紹介がありました。

各パネリストからそれぞれの研究報告が発表された後、①水平社会と登記、地籍情報整備の問題提起、②解決策への取組み、③登記、地籍制度の将来像について意見交換が交わされました。



共通して言われていたことは、「団体あるいは個人が蓄積した情報(眠っている情報を「宝」と表現されていました。)を集積し、正確な情報であるか吟味し、総合情報として提供できるシステムの構築が必要である」ということです。しかし、これを実現するには、一省庁、一企業、一個人の利益に囚われず、公益善・利他的な精神が必要ではないのでしょうか。

・コーディネーター

小野 伸秋(土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会研究所長)

・パネリスト(研究報告者)

沢田 和秀(岐阜大学流域圏科学研究センター准教授)

【研究報告】UAVを利用した地理空間情報構築(CIM、BIM)の取組み

鮫島 信行(元国土交通省国土調査課長、鹿島建設株式会社顧問)

【研究報告】地籍データ整備～基準点の共有による一筆地調査～

長谷川博幸(京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科研究員)

【研究報告】ミャンマー等における過去写真を利用した地理空間情報アーカイブ作成の取組み

今瀬 勉(土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員)

【研究報告】空中写真を利用した山林の原始境界復元手法の取組み

・司会

佐藤 彰宣(土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会広報部長)



●用語の説明

地理空間情報については、各土地家屋調査士会においても今後、研究・研修がされていかれるものと思います。以下、研究報告の中にあつた用語に説明を加え掲載します。

- ・ UAV (Unmanned Aerial Vehicle)
自動飛行が可能な小型ラジコンヘリコプター
- ・ QZSS (Quasi-Zenith Satellite System)
準天頂衛星システム。主に日本地域向けに利用可能とする地域航法衛星システムのこと。
- ・ BIM (Building Information Modeling)
コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称や仕上げ、材料・部材の仕様・性能、コスト情報等、建物の属性情報を合わせもつ建物モデル(BIMモデル)を構築すること。
- ・ CIM (Construction Information Modeling)
BIMを建築分野に拡大導入して、建設事業全体での生産性の向上を図ること。

- ・ PEGASUS (Parameter Estimation Gnss Assisted Surveying System)
衛星測量法(パラメータ推定法衛星測量)システム
- ・ FKP (Flaechen Korrektur Parameter)
ネットワーク型RTK-GPS観測のうち、面補正パラメータ方式をいう。
- ・ 3D-IMA (3D Image Map Archive)
3D画像地図アーカイブ
- ・ DSM (Digital Surface Model)
数値表層モデル。航空レーザ測量により取得したデータで建物や樹木などを含むデータで作成した形状をいう。
- ・ DTM (Digital Terrain Model) = DEM (Digital Elevation Model)
数値標高モデル。航空レーザ測量により取得したデータから建物や樹木などを取り除いたデータ(地表だけのデータ)で作成した形状をいう。

広報部次長 金子正俊

第10回 全国青年土地家屋調査士大会 in 大阪

平成25年10月19日(土)に大阪マーチャンダイズ・マートにおいて第10回全国青年土地家屋調査士大会 in 大阪が開催されました。

全国各地から約280人の土地家屋調査士が集結、来賓として、日本土地家屋調査士会連合会西本孔昭顧問、大阪土地家屋調査士会加藤幸男会長、大阪土地家屋調査士会竹本貞夫副会長、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会横山幸一郎理事長、大阪土地家屋調査士協同組合甲斐健児理事長、大阪土地家屋調査士政治連盟神寶敏夫会長、国際測量者連盟(FIG)からHyunkee Lee氏をお招きし、上田大人副会長の開会宣言により開会されました。

大阪青年土地家屋調査士会西田修尋会長から「調査士1人では点でしかないが、2人になれば線になり3人になれば面になる。1人1人が基準点となり土地家屋調査士の網図を構築し、協力して土地家屋調査士制度の存在意義を発揮していきましょう」と、来賓を代表し、大阪土地家屋調査士会加藤幸男会長から「先輩方が六十数年間培ってきた歴史ある土地家屋調査士制度を受け継いで、若い情熱と力でますます発展させてほしい。」とそれぞれ挨拶がありました。

第1部 基調講演

(日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本孔昭氏)

テーマ 筆界特定申請を巡る今後の活動

紛争を事前に防ぐ予防法学や地図を読み取るスキルアップの重要性、筆界理論、境界鑑定の資質の向上について、また、発想を豊かにすることで業務拡大の可能性が出てくるといったことを分かりやすく講演されました。興味深いエピソードや事例を交え、会場内の全員が聞き入っている様子でした。

第2部 講演1

(大阪土地家屋調査士会 瀧本泰明氏)

テーマ 大阪会版 資料センターの設立から現在に至るまで

測量データや基準点の管理システムである大阪会版の資料センター(資料センターおおさか)の設立から現在に至るまでのプロセスを以下の項目に分けて説明されました。



[1] 資料センターの設立

- ・資料センターに求められるもの、地図管理についての課題、構想の実現にむけての条件について

[2] IT技術を利用した資料センターシステムの構築

- ・初期の資料センターの概要、課題や機能、また問題点について
- ・新システムに移行までの経緯、公開における条件、今後の課題について

[3] 資料センターに関する規則等の構築

- ・規則、利用規定について

[4] 連合会・他会との連携

- ・連合会、兵庫会、千葉会との連携について

第3部 講演2

(マップコンシェルジュ株式会社)

代表取締役社長 古橋大地氏)

テーマ ネオジオグラファのチカラ

ネオジオグラファとは、誰でも、その気になればGISを使える時代に、新たにGISを使い始めた人々のことで、多くの場合、組織に所属する業務専門家ではなく、一般の個人であることが多いようです。フェイスブックやツイッター等で災害支援サイトに集められる情報を整理し、オープンストリートマップ(本来の地図は著作権がある場合がほとんどだが、インターネット上で、地理情報データを含んだ無料の地図を自由に利用できるような、参加者で地図データを作成する世界規模のプロジェクトのこと)を利用し、災害が発生した場合、「どこで何が起

きているのか」、「どこで誰が何を必要としているのか」、「避難場所はどこか」などを、ボランティアによってリアルタイムでマッピングしていくという作業(クライシスマッピング)の紹介がされました。また、オープンストリートマップは誰もが無料で自由に編集に参加できるインターネット百科事典であるウィキペディアになぞらえて「ウィキ地図」と称され、ライセンスはCCBY（商用利用も含めて完全に許諾不要）が特徴であり、世界中のネオジオグラファーによって常に編集され続けているということでした。



以上の3部の講演が終了し、閉会の辞が大阪青年土地家屋調査士会坂田宏志副会長によって行われ、盛大な内に閉会となりました。

協賛企業の展示ブースには最新の測量機器、測量用品やCADなどが展示され、前述講演1の「資料センターおおさか」を実際に操作できるコーナーも設けられていて、休憩時間には多くの人で賑わっていました。

一日通して、お笑いの一幕が所々にインサートされており、緊張と緩和があった構成になっていました。

全国青年土地家屋調査士大会は全国から青年土地家屋調査士の有志が集結し、研修や意見交換するという目的のものであり、今回で10回目を迎え参加者も年々増加しており、これからの土地家屋調査士制度を支えていく上で大変重要なイベントとなってきました。来年の第11回大会は岡山で開催されることも宣言され、ますます盛り上がっていくものと思います。



最後となりましたが、全国各地から参加された土地家屋調査士の皆さま、企画・運営に携わっておられた西村右文大会実行委員長をはじめ実行委員の皆様、本当にお疲れ様でした。

広報員 渡邊 徳和(鳥取会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 01

連合会広報部では、「我が会の会員自慢」に続き、「愛しき我が会、我が地元」と題し、会員自慢はもとより、各土地家屋調査士会の特色ある取組みや近辺の観光地、特産物、著名人等を紹介する新シリーズを企画しました。それぞれの愛しき地元の愛しき我が会を全国に紹介していただければ幸いです。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

札幌会

『土地家屋調査士は室蘭やきとりを食す』

札幌土地家屋調査士会 室蘭支部 坂本 晴佳

海事代理士もやってるんです

坂本晴佳会員は、北海道の中心から少し南西部の太平洋に面する室蘭市の仲間です。

室蘭市といえば、鉄鋼の町として日本の産業を支えてきた歴史を誇る街ですが、近年は観光、グルメの発信地として話題になっています。

土地家屋調査士としては勿論のこと、名前は見聞きしたことがあるが、実は何をやってるんでしょの「海事代理士」資格をも駆使して活躍しております。

海の街、室蘭から発信する平成21年土地家屋調査士登録、マルチ資格の若きパワーをご紹介いたしましょう。

札幌土地家屋調査士会 広報部長 高橋 育照

先日、何気なくグルメ番組を拝見していましたが、東京には「ミートソースパスタ専門店」なるものがあるようで…。都会はそのようなメニューに特化して商売になるのかあ？うらやましいなあ！と思いました。

反面、たとえば北海道のラーメン店ですと、確かに「札幌みそ」、「函館しお」などが全国でお馴染みのブランドかもしれませんが、実際に店に入ると味噌・塩・醤油の3種から選択できることが多いです。私の住む室蘭では、さらに加えて「カレーラーメン」をブランド化すべく、お隣の苫小牧では数十年前からその3種に加えて名物「味噌カレー・塩カレー・醤油カレー」の味があります。

他県の皆さんにはノンポリと感じられ、ラーメンマニアからすればヤメテクレのメニューかもしれませんが、要は、北海道人は食に限らず美味ければそれで良



し、意固地にならず大らかな性格で喧嘩は滅多にしません、たぶん。室蘭やきとりはとても美味しいですが何とブタ肉です！

かく言う弊事務所は「土地家屋調査士・司法書士・行政書士・海事代理士」の四つの看板を掲げており、来るものは拒まずのよろず屋です。

特に海事代理士はマイナーな資格と思われませんが、海事法令の専門家としてその業務範囲は船舶法(船舶の登録)・船舶安全法(船舶の検査)・船舶登記令(船舶の登記)・海上運送法・船員法・海上衝突予防法など多岐にわたります。各地域に海事代理士さんの人数はそれなりにいらっしゃるようですが、業務の専門性が強いいため、実務をそれなりにこなせる代理士さんは東京湾や瀬戸内など業務量の多い海域を除いて各港湾に数名





ほどしかないようです。

各々の海事法が密接に絡むため、こっちが収まればあっちが出っ張る、たとえば船舶エンジンの馬力を上げれば船員が足りない、といった具合でその広範囲を把握しなければなりません。

車両や航空機と違い、大型船(総トン数20トン以上)は登記及び登録双方の手続が必要です。もちろん、登記は法務局での手続ですので司法書士も可能ですが迂闊に手を出して大ヤケドをする司法書士がしばしばいらっしゃるようです。いまだ、ブック式の登記簿に「丙区」なるものもありますから。船舶の価格は億単位がザラですからその登録免許税たるや…?

あと、特徴的なのが国際条約です。他国間を運航

する船舶は我が国の法規はもちろん我が国が批准した条約も遵守しなければなりません。よって、各国共通語たる英語と日本語の併記された証書の手続も海事代理士は代行します。

我が室蘭港には原油タンカーも着岸します(その製油所も経済的諸事情により閉鎖予定ですが…)。船籍(人間でいう国籍)が日本籍でも船長を含めて船員さんが皆外人(おそらく人件費の関係でしょうか?)ということが多く、いざ船に乗り込むと英語で交渉します。土地家屋調査士の皆様同様?私も英語の知識は学校で昔に習った程度ですが、ジェスチャーなどで何とか会話が伝わります。日本人と違って外人は皆フランクでナイスガイが多いですが、その反面きわめて勤勉であり日本人も見習わねばなりません。

船舶は「動産」ですから、運航スケジュール内で証書手続等を終えねばなりません。運航が半日遅れただけで係船費や人件費、荷役等の諸費用で数百万から数千万円が見積もられますので気が抜けません。その点「不動産」は動かないので良いですね…。

もちろん海事代理士はレジャーボートのような小型船の手続も行っております。皆様も何かございましたら弊事務所あるいは各地域の海事代理士までご用命下さいませ!!

愛媛会

『心からのおもてなし～ホスピタリティーマインド～』

「大きい事は出来ないけれど小さい事だけではつまらない」単位会の力ではなかなか広まらない土地家屋調査士の制度広報を、四国の単位会の力を結集することで、四国ブロック協議会として、全国の会員の皆様に使ってもらいたい広報ツールを企画しましたので紹介します。土地家屋調査士制度をより広く知っていただき、併せて東北の復興支援も応援できる「一粒で2度美味しい」ものです。会員の皆様、是非ご用命をお願いいたします。以下は企画から製品完成に至るまでの経緯です。

愛媛県土地家屋調査士会 広報担当 山内 晋、長野 敬

四国ブロックだから…できること

平成24年12月、四国ブロック協議会広報部会が開催されました。

より効果的な広報を達成しようと創意工夫し取り組んでいること、単独で広報ツールを開発していること、事業予算の関係上、実現可能な事業に限られていることがわかりました。

各々の取組み状況を踏まえて、「私たちの制度広報活動として四国ブロックができることはないか。」意見交換を行い、次年度に向けて、4会が協力し、全国に発信できる広報ツールを作製することで意見が一致しました。各单位会が事業予算を持ち合うことで、経費の削減や効率化、何よりも四国ブロックの一体感に繋がりました。

少しだけ、広報活動させて戴いてよろしいでしょうか

全国の単位会が作製している「土地家屋調査士の広報ツール」は、共通して使える商品が沢山あります。全国の仲間が知恵を出して制作した広報ツールを全国の仲間が活用し、制度広報へと繋がればいいですね。

熨斗の裏面は、小学生からご年配の方々まで私たちの業務内容を簡潔・明瞭・的確に伝える視点から、イラストを活用しています。

お客様へのご挨拶として、また、連絡先等のご確認をしていただくため、外装資材に名刺が入られるよう配慮しています。

暑い夏、汗を拭きながら立会・測量することも多々あると思います。

是非、そんなときは、この今治タオルで一息つけてください。普段使い、ご家庭、事務所、各種広報活動でご活用されることも考慮し、主張しないさりげない広報・上品なデザインに仕上げました。

さらに多くの市民に、土地家屋調査士制度の社会的意義や具体的な業務内容を認知していただけるよう、無料相談会や各種イベントなどの組織で行う広報活動、日常業務でお世話になった方々への御礼(おもてなし)として、土地家屋調査士一人ひとりの取組みで実現可能な広報活動をモチーフに作製しています。

お接待の生活文化

今治タオル発祥の地である、愛媛・四国には、お遍路さんがいます。

空海ゆかりの四国八十八ヶ所霊場を巡礼することは、四国遍路と呼ばれており、四国にはお遍路さんをお接待」という行為でもてなす生活文化があります。

遠路はるばる巡拝されるお遍路さんたちへお茶や



のし紙

果物、食事などを振る舞い、その労を労うことを「お接待」といい、四国の人たちはお遍路さんを温かく迎える美しい風習を受け継いできました。そこには、お茶などを無償で提供し、もてなす人と「お接待」を受ける人との間に温かい心の交流があります。

お世話になったあの方へ、心からのおもてなし

6年後に東京でオリンピックが開催されることが決定したことは、記憶に新しいところです。また、プレゼンテーションでは「お・も・て・な・し」というフレーズが話題になりました。

境界立会にお越しいただいた方々、お世話になった方々へ感謝の気持ちを示し、心のこもったおもてなしをすること、それは、「愛情をもってお客様と接すること」なのかもしれません。

お届けする今治タオルは、「心のこもったおもてなし」、「心温まる思いやり」、「心の交流」、「くつろぎ、癒し」、「洗練されたタオルを楽しむライフスタイル」をお約束します。

品格と魅力ある土地家屋調査士へ

土地家屋調査士は、隣接法律専門職能といわれています。

一方で、社会の中で、知名度や社会的地位は高いとはいえません。

私たちの日常の業務が土地家屋調査士の制度広報であるということを意識し、プライドと自信をもって、精進していきましょう。

国民に安心・笑顔を届け、地域社会に貢献する土地家屋調査士の品格と魅力を高め、更なる制度発展の一助となれば幸いに存じます。

なお、商品代金の一部は、東日本大震災の復興支援活動に寄付いたします。

今治タオル「imabari towel」

今治って？

今治タオルを生産する今治市は、昨年のゆるキャラグランプリで1位に輝いたバリィさんが生まれた愛媛県の北東部に位置する瀬戸内のしまなみ情緒漂

う町です。

世界的には、造船業が有名です。今治タオルも国内だけでなく世界に誇れる今治製品のひとつです。

タオルの歴史

日本にタオルが入ってきたのは、明治5年です。当時、英国から輸入された綿タオルは、その暖かさと柔らかい肌触りのためか、首巻にも使用されていたようです。

明治27年、今治でも、綿フランネル機械を改造したタオル織機(しょっき)を開発し製造をスタート。綿花栽培、綿織物が盛んで、きれいな水があるなど製造条件が揃っており、次第に生産地として拡大し、質・量、共に日本一を誇り、世界各地で愛用されています。

今もなお、今治は、地域に脈々と育まれてきた確かな技術・経験に裏打ちされた品質と温もりに満ちたタオル作りが百十余年の歴史を刻み続けています。

今治タオルプロジェクト

平成18年、四国タオル工業組合は、今治市・今治商工会議所と連携して、「今治タオルプロジェクト」をスタートしました。メーカーの垣根を越えた「imabari towel」ブランドを全国、世界へと発信。

クリエイティブディレクターとして、佐藤可士和さんが参画し、従来の強みである「先染めジャガード織りの高い技術」を出すのではなく、品質で勝負するためシンプルな「白」のタオルを全面に打ち出し、本来の目的である吸水性と安全性に拘った品質基準を設定し、日用品という存在にとどまらず、癒しのアイテムとなるよう、努めています。

今治タオルの品質基準

～認定商品という確かな品質～

今治で製造されたタオル全てが、認定商品となるわけではありません。

今治で織り上げ染色し、国内で縫製したものうち、タオル片が水中に沈み始めるまでに要する時間(沈降法)が5秒以内、など数々の独自の審査基準をクリアした商品だけが「今治タオルブランド認定商品」を名乗ることができます。

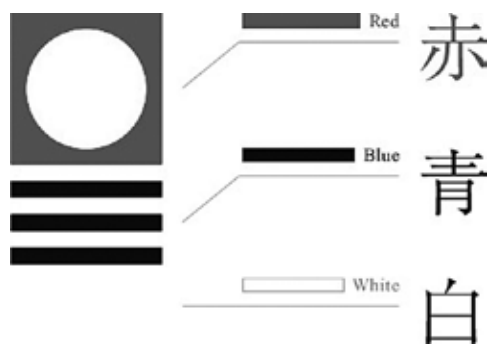
洗わなくても、使い始めから汗や水分を素早く吸

取するので、お風呂上りに体を拭いても汗をぬぐってもべとつかず、お肌にもやさしいのが特徴です。製造工程に愛情をそそぎ、綿本来の吸水性のある柔らかさを持続させ、洗濯時に柔軟剤を加えなくても痩せて硬くなりにくいタオル造りを追究しています。

今治タオルのシンボルマーク

—先進的・日本×品質感・伝統×タオル・可能性—

今治タオルを象徴するイメージカラーは、「赤」×「青」×「白」です。



象徴的に採用した「白」は、「空に浮かぶ雲」と「タオルのやさしさ・清潔感」を。

「青」は、「波光煌めく海」と「豊かな水」を。

「赤」は、「昇りゆく太陽」と「産地の活力」を現しています。

動的、情熱的、先進的、生き生きとした力強さ、動き、インパクトなどをイメージさせる色。今治タオルの存在自体が、社会の注目を集め、日本を象徴する商品のひとつであるという位置づけです。

品質に対する安全と安心、信頼、歴史と伝統、鮮明性、落ち着きなどをイメージさせる好感度の高い色。今治タオルの持つ歴史と伝統を背景とした高品質をシンボライズしています。

やさしさ、清らかさ、清潔感、無垢、癒し、真心、柔らかで慈しみにあふれた愛情をイメージさせるピュアな色。今治タオルの無限の可能性を示唆する広がり表現しています。

今治タオル業界は、価格の安い中国製のタオル製品に押され、一時はその存続自体が危ぶまれました。独自で高品質な製品を世の中に提供するために、高い目標を掲げ、値段ではなく質で勝負できる市場を



今治タオル

新たに開拓し、今治タオルは復活・進化をとげました。

土地家屋調査士業界の現状はここ数年厳しい状況にあると思います。だからこそ、今、国民の皆様へ土地家屋調査士を知ってもらうために会員の皆様へ制度広報をお願いいたします。更なる進化のために…。

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。いかがでしたでしょうか。四国ブロック協議会から全国の皆様にご案内させていただきます広報ツール開発の思いをご理解いただけましたでしょうか。この広報タオルは「作って良かった」→沢山買ってもらうことで良い物が低価格で提供できた。「差し上げて良かった」→感謝の気持ちを添えて制度広報ができた。「貰って良かった」→土地家屋調査士のことを知ることができ、高品質なタオルが貰えた。「つながって良かった」→全国の会員の皆様の気持をつなげることで東日本大震災の復興応援を行うことができた…一粒で何度も美味しいものです。

この原稿を書いている間に、全国からの注文数が纏まりました。全国からの単体会・公嘱協会・個人会員の方から6,150枚のご注文を承ることができました。皆々様、本当にありがとうございました。できれば(皆様のご希望が有れば)今後も引き続き、新しい広報タオルを開発したいと思っています。ご意見・ご提案があれば、四国ブロック協議会までお願いいたします。愛媛会広報部でもお受けいたします。

※東日本大震災復興への寄付等収支について、次号以降の本誌誌面にてご報告させていただきます。

神奈川会

「第8回湘南国際マラソン」

記事 県西支部 島津 隆一

写真 湘南第一支部 小澤 勇人



『神調報』420号

平成25年11月3日、大磯町を中心とする湘南地域において「第8回湘南国際マラソン」が開催されました。フルマラソン・10 km マラソンを中心に、22,008人(主催者発表)のランナーが西湘バイパス及び国道134号線上のコースを駆け抜けました。

私たち土地家屋調査士も湘南第一支部を中心に各支部から集まった有志が2009年大会(第4回)から参加しており、5回目となる今年には25名の会員が10 km マラソンの部に出走しました。その多く

がシャツや身につけるアイテムに「土地家屋調査士」の文字を入れて走りぬけて、周囲のランナーや沿道で応援されていた多数の方々にも名前を知っていただく良い機会になりました。

特に、今年からは畳を横に2枚並べた位の特大サイズの「土地家屋調査士」の名前入り横断幕が登場して、走者の応援と名称の広報に大きく貢献しました。

秋晴れで暑くも寒くも無い程良い気候の中、9時50分に大磯プリンスホテルからスタートして平塚

市虹ヶ浜交差点付近で折り返してスタート地点に戻る10 km マラソンの道のりを、出走した会員は全員が無事にゴールしました。

さらに本会からは岩倉会長と、事務局から広報担当の坂牧職員が応援に駆け付けて、前出の特大横断幕をスタート兼ゴール地点付近に掲げて、ランナーの方々に向けて精一杯の声援を送りました。

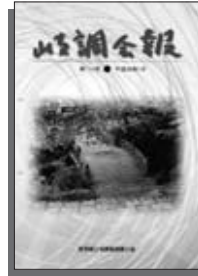
来年からは本会后援行事になることも検討されているこの「湘南国際マラソン」、来年はぜひ応援に行かれてみてはいかがでしょうか。



岐阜会

「地上絵プロジェクト (学校出前講座)レポート」

岐阜支部 廣木 辰也



『岐阜会報』111号

岐阜市立鷺小学校にて

今年度の岐阜支部の事業のひとつである地上絵プロジェクトを、岐阜市立鷺小学校にて11月12日に実施しました。鷺小学校の6年生の児童がグラウンドに星型、へび、馬、岐阜市の市章を描くのを土地家屋調査士がサポートしました。また、岐阜大学流域圏科学研究センターの沢田先生の協力でラジコンヘリによる空撮も行いました。

当日は降雨の可能性がある予報で、直前にポツリとしたときは焦りましたが何とか終了まで降られずにすみました。ただ、ここ数日で急に冷え込んでおり、児童らは「寒い」「サムイ」と連呼していました。調査士は全員厚着で防寒バッチリでしたが。

作業手順は別紙「地上絵の作業方法」のとおりです。120名の児童を60名ずつの前後半に分け、10名のグループを6班作って6箇所



作業を行いました。へび、馬、市章は前半のグループと後半のグループが半分ずつ描きました。なお、作業外の児童には屋内にて「地上絵作成の理論」「登記・調査士制度について」「みんなで創る地域の安全」についてはeコママップの荒川宏様にご協力をいただきました。

作業中の児童の様子ですが、調査士の説明、アドバイスを真剣に聞いて積極的に作業に取り組み、「1ミリこっち!」「コッチってどっち!」などの懸命なやり取りの末に位置を決めていました。児童の自主性にまかせて、調査士が手を出す機会をなるべく減らすようにしましたが、各1時間の予定時間内にそれぞれ作業を完了出来ました。

児童たちは終始真剣で笑顔も多く見られ楽しそうでした。土地家屋調査士という職が児童の記憶にどれほど残るかは分かりませんが、彼らが大人になって土地境界、登記などに向き合うことになったとき、何かのきっかけで今回の地上絵と結びついてくれればきっと我々の業務への理解の助けとなってくれるのでは……そう期待したくなるようなたくさんの笑顔がそこにはありました。

今回のプロジェクトには報道機



関への取材依頼をしました。テレビではぎふチャンが当日のニュースで放送し、新聞では翌日に岐阜新聞と中日新聞が記事を掲載していただけました。

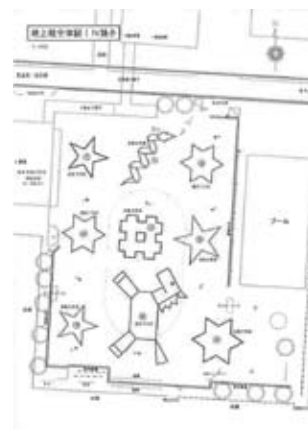
地上絵プロジェクトは昨年高山支部で実施され、その時の改善点を検討しながら進めましたので、次にどこかで行うときのために改善点や感想を最後に記しておきます。

- ・児童は基本積極的です。まずは説明、よりも最初に作業を担当する児童にやりながら説明した方が皆の理解が早いです。
- ・1グループ児童10人だと多いかもしれません。どうしても手持ち無沙汰になります。児童の全体人数やサポートできる調査士の人数(作成可能グループ数)によって考慮してしてもよいと思

いました。

- ・測量器の使用についてはよく検討してください。私の班では、固定ネジを締めたままの状態です。器具を鷲掴みにして回され(複数回)、修理を要する状態になりました。もちろん事前に注意をして作業中も器械から離れず気を付けていましたが、やるときは一瞬です。止めるのは無理

です。



地上絵の作業方法

①子供たちの役割 (1班子供10人) 5つの役割があります

- 1 先棒 ポールを持って方向を中心の人から教えてもらい移動し、器械の人から正確な位置を受ける
- 2 距離 必要な距離を先棒の人のところでテープを測定し、ミニミラーを使って計測
- 3 中心 中心にテープを0合わせして押さえ、おおよその方向を先棒に指示
- 4 器械見学 器械の使用方法をそばで見学する
- 5 器械 覗いて方向を指示し距離を確認する
※鉦を調査士が打って役割をローテーションします
※ラインは見学している子と調査士で引きます
※テープでおおよその距離を測手し、光の反射で距離を測定する道具(ミニミラーを使います)

②調査士さんの役割

- リーダー 全体の指示及びサポート
- 器械 器械のサポート
- 鉦 距離の補助、定まった点に鉦を打つ、ラインカーで前の点からのラインを引く
※鉦を打つときに水糸をひっかけて次の点へひっぱって下さい。(ライン引きの目印として)

③役割ローテーション表

1班子供10人で役割をローテーションしていきます(前の人の作業を次に行う) 点1～10まで順番に進みます

点	作業係(作業を行う)					見学係(作業を見学)				
	1先棒	2距離	3中心	4器械見学	5器械	6見学	7見学	8見学	9見学	10見学
①	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
②	J	A	B	C	D	E	F	G	H	I
③	I	J	A	B	C	D	E	F	G	H
④	H	I	J	A	B	C	D	E	F	G
⑤	G	H	I	J	A	B	C	D	E	F
⑥	F	G	H	I	J	A	B	C	D	E
⑦	E	F	G	H	I	J	A	B	C	D
⑧	D	E	F	G	H	I	J	A	B	C
⑨	C	D	E	F	G	H	I	J	A	B
⑩	B	C	D	E	F	G	H	I	J	A

④守ってほしい事

- ※器械はとても高価なものですので勝手にさわらないでね
- ※三脚にはさわらないでね(さわると絵がかけなくなるよ)
- ※わからない事は調査士さんにどんどん質問しよう

準備はいいかな? さあ、調査士さんをリーダーに地上絵をはじめよう!

公共嘱託登記制度の転換期を省みて

副会長 小山 進吾

それぞれの人生において、ターニングポイントには大きなチャンスがあり、それは、一生のうちに3回ほど訪れるそうです。そのチャンスを捉えるには、日頃から時代を読む目と、自己研鑽などの準備が必要になると思いますが、そのことを理解することは出来たととしても、そのタイミングは千差万別で当事者には解りにくいことが多く、振り返ると「あの時」が「その時」だったと、気付かされることがあったように思いますが、残念ながら今も、日々無駄な時を過ごしているのかも知れません。

ところで、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の役員を拝命して、今年度もあとわずかになってしまいました。まさに、光陰矢のごとしの言葉のとおり、会務に追われたためまぐるしい毎日でした。

そのような中にありながらも、年の節目は何度もあり、年末・年始、または年度末・年度初め、あるいは土地家屋調査士会や公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の役員になられている方には、それぞれの総会がそれに当たるかも知れません。

しかし、会務の運営を考えると、会員の総意があつての事業計画ですから、一大決心をして始めた禁酒、禁煙とは違い、大きな変化も小さな変化も、慎重に誠意をもって対処することになりますので、そのタイミングはもっと難しいものになるのではないかと思います。

過日、全公連の事務局の移転について報告させていただきましたが、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の役員の方の御協力により、新しい家主に代わっても継続して賃貸契約をすることができました。その上、事務所内の環境整備を整えていただけることになり、併せて、蓄積していた書類の整理をすることとなりました。

ある日、その書類整理をしていますと『公嘱連だより』なる小冊子が目に飛び込んでまいりました。「昭和61年3月10日 公嘱連だより No.最終回 もくじ(10項目) 公共嘱託登記連合委員会」と表紙に記載されておりました。

早々、時間をみつけ目を通してみると、公共嘱託登記連合委員会(以下「公嘱連」という。)は、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)と日調連が昭和47年5月15日に第1回公共嘱託登記連合委員会開催をか

わきりに、昭和60年3月14日までに、9回もの全国公共嘱託登記委員長等会同を開催し、そして、昭和60年4月19日、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を衆議院にて可決。翌月30日参議院にて可決成立された、いわゆる102国会での可決成立を受け、全国にそれぞれ50の「公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)]が設立(※協会は昭和60年12月24日から翌年2月14日までの間に設立。)されました。

このことにより、「来る3月31日付けをもって、14年間の両連合会の唯一の共同体であり、コミュニケーションの場であった公嘱連合委員会も、その任務を有終の美をもって飾り幕を下ろすことになった。」とありました。

公嘱協会設立につながった、『「官公署の嘱託登記には補正が多くて困っているの、専門家の手で処理できれば登記行政の能率が上がること、将来、おそらく一般事件は減少するのに反して、嘱託登記は逆に増加するであろうから、両業界にとっても職域拡充のためにも受託体制の確立は大切だ。」との趣旨の将来を見通しての発言が当時の法務省民事局民事第三課長からあった。このヒントが、そもそも嘱託登記受託体制確立のスタートとなったものであり、この発言がなければ、おそらく、現在の姿は将来に持ち越されたか、又は無いかもしれない。』と初代委員長の藤本正敏日司連会長の回顧録にありました。

このことは、不動産登記制度、公共嘱託登記制度のうえで大きな節目を捉えた瞬間ではないかと思います。また、そのことに全国の司法書士・土地家屋調査士が多数賛同し、すぐに行動されたことに驚きを隠しえません。

顧みると、全公連あるいは協会の多くの先人が、次なる時代を見据えて、主務官庁である法務省や日調連から、常に発展的な指導・助言を得ながら、土地家屋調査士制度の発展を祈念し、日々の業務から一步一步の積み重ねにより「公共嘱託登記は公嘱協会が担当する。」という社会認識を形成してゆかねばならないとの思いを胸に、全公連加盟の協会は努力を重ねてきたのではないのでしょうか。

現在では、先人達の努力によって、司法書士・土地家屋調査士を抜きにしては、登記制度が成り立たなくなっていると同様に、公共嘱託登記制度は勿論ですが、登記所備付地図作成作業も、協会を抜きにしては、その成果が期待できない状況であると考えます。

その結果、社会の趨勢に翻弄されながらも社団法人から特例民法法人と名前を変え、新公益社団法人へと移行できたと言っても過言ではないと思います。

このように、全公連加盟の協会は、現在各制度の中で、ある意味転換期を迎えており、このターニングポイントを、大きくステップアップできるチャンスであると捉え、国民の不動産に係る権利の明確化に一層の努力を惜しまず、公益法人としての組織改革と事業展開に努力して、官公署はもとより国民に必要とされる組織・業界をめざしていただきたいと考えています。

そのために、全公連は日調連をはじめ関係団体と連携し、法務省・関係官公署との連絡調整に努力し、全公連加盟の協会には、会務運営に必要な情報提供を行ってまいります。

全国の土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、今後とも、全公連と加盟協会に深いご理解とご支援をお願いいたします。

会議経過及び会議予定

12月6日	岩瀬顧問弁護士と打合せ
12月10～11日	総務・経理担当副会長打合せ
12月11～12日	第7回正副会長会議
12月11日	三団体忘年会
12月13日	全司協第6回未登記問題研究会
1月10日	全法務省労働組合2014年新春旗開き
1月15～16日	第8回正副会長会議
1月15日	新年賀詞交歓会(三団体共同開催)
1月16日	平成26年司法書士業界新年賀詞交歓会
1月24日	福島協会臨時総会
1月29日	千葉協会新春賀詞交歓会
2月12日	第3回地図作成研修実施委員会
2月14日	全司協第7回未登記問題研究会
2月17～18日	第5回理事会
2月18～19日	第2回研修会

会長レポート

REPORT

1月16日
～2月15日

1月

16日

法務省民事局民事第二課長就退任のあいさつの対応
法務省民事局民事第二課の江原課長が東京高等裁判所判事として異動となり、後任の佐藤氏と共に土地家屋調査士会館に挨拶に来られ、各副会長とともに対応させていただいた。また、賀詞交歓会への出席のお礼を申し上げた。

日本司法書士会連合会 新年賀詞交歓会

岡田副会長とともに出席。国民年金基金から海野理事長、全調政連からは横山会長も出席。谷垣法務大臣、石破幹事長、公明党山口代表他、多くの議員が来られており、会場も趣向も立派であった。

20日

全国社会保険労務士会連合会 平成26年新春賀詞交歓会

各士業の賀詞交歓会が続くが、それぞれ特徴や特

色があり、参考になる部分も多いことに気がつく。良い部分は大いに参考としたい。

21日

愛知会第2回定例研修会の講師及びパネリスト

土地家屋調査士の現状と将来展望をテーマにお話させていただいた。また、パネルディスカッションでは、菅原・宮嶋両副会長がパネリストとして土地家屋調査士の未来像について発信した。

25日

近畿ブロック協議会新人研修

土地家屋調査士の重要性和魅力、現在も将来も必要とされる資格者であることをお話する。近畿ブロック全体で約60名の受講者であった。その内4名が女性だが、全ての受講生の目が輝いていることに頼もしくも、責任を感じたところである。岡田副会長、宮嶋副会長、小野常任理事も各々講師を務め、土地家屋調査士の魂を伝えた。

28日

民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進に関する説明会

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課により、民間成果の活用による地籍整備、短的には国土調査法第19条第5項の説明会が土地家屋調査士会館で開催され出席。連合会は当事業を土地家屋調査士が社会からの認知を完全に得るための一方策として位置付けている。急な案内にもかかわらず、全国の土地家屋調査士会から総勢100名を超える参加があり、強い結束力を感じた。あとは実践あるのみ！

各副会長、専務理事、各常任理事、石野・鈴木・三田各理事出席

29日

千葉会 新春賀詞交歓会

現役土地家屋調査士でもある、豊田俊郎参議院議員ほか、加藤千葉地方法務局長、原千葉高等裁判所長、多くの自治体の首長、地方議員が出席され、改めて千葉会、公嘱協会の積極的な活動実態を確認した。

29～30日

平成25年度第20回正副会長会議

年度末から来年度の準備に追われる。平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について重点的に協議した。各副会長、専務理事、総務部長出席

2月

3日

漆原良夫議員「衆議院議員 公明党国会対策委員長 漆原良夫君を囲む激励の会」

岡田副会長、全調政連の横山会長、市川副会長とともに出席。竹内八十二前日調連会長が、発起人代表で挨拶をされた。改めて、その広い人脈に感心させられた。

麻生財務大臣、石破幹事長、伊吹衆議院議長ほか、公明党、自民党の議員が多数出席され、自公政権の結束と漆原議員の温かい人柄を再認識したところである。

5日

平成25年度第21回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席のもと、平成25年度第7回常任理事会の審議事項及び協議事項の対応について会議を持つ。

5～6日

平成25年度第7回常任理事会

年度末に向けて、さらには新年度へ向けて具体的かつ機動的な内容を意識しつつ常任理事会を開催。各副会長、専務理事、常任理事共に担当部署以外の案件についても積極的な意見、提言が多く、組織として、より良い方向性を見いだせたところである。しかし、懸案事項や協議事項が山積みなのも事実であり、常任理事会の開催時間の検討も必要だと感じる。

6日

平成25年度第3回制度対策戦略会議

各副会長、総務部長出席

国土審議会土地政策分科会企画部会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」に委員として参加予定の山脇優子大阪会会員と各副会長、総務部長と共に意見交換。将来的な地図づくりへの参画のありようについて活発な話し合いとなった。

7日

法務省民事局民事第二課長(新任)へのあいさつ

各副会長、専務理事、総務部長と共に、法務省民事局民事第二課に新任された佐藤課長を訪問し挨拶する。

近い時期にお互いの情報交換の会合を持つことを提案。

9日

民主党2014年度定期大会

都内は数十年ぶりの大雪で、交通の乱れが激しい一日であったが、福島県郡山市にて開催された、民主党大会に無事出席した。

10日

“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議

法務省主管である、第64回社会を明るくする運動中央推進委員会に委員として出席。

この運動組織は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として活動するのが目的である。国を挙げての活動である旨、理解したところである。

1月

20～21日

第4回研究所会議

<報告事項>

1 各研究グループの研究経過報告

<協議事項>

- 1 平成25年度研究所各研究テーマの中間とりまとめについて
- 2 会長からの付託事項についてのまとめについて
- 3 各部門の研究会への会員の自由参加の承認について
- 4 研究員の追加について
- 5 「筆界特定に関する地域の慣習」調査研究について
- 6 平成26年度事業計画について

21日

第2回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 平成25年度日調連技術センターの具体的な活動方針について
- 2 会員の実務に役立つ重ね図の普及について
- 3 データセンターシステムについて
- 4 日本測量協会との打合せについての報告
- 5 登記基準点有識者会議の開催について
- 6 育成研修について
- 7 平成26年度事業計画について

21～22日

地図対策室会議

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項に係る民間測量成果の活用について
- 2 土地家屋調査士に向けた作業マニュアルの作成について
- 3 地籍整備課が主催する説明会(1月28日)への対応について

22日～23日

第7回総務部会

<報告事項>

- 1 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」追録の作成について
- 2 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開について

<協議事項>

- 1 平成25年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程

の一部改正(案)について

- 3 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)について
- 4 大規模災害対策に関する検討について
- 5 土地家屋調査士会からの照会について
- 6 過年度に過払いされた会費の返還請求への対応について
- 7 法務委員会に付託する案件について
- 8 電子証明書の利用範囲の拡大について
- 9 連合会における平成26年度の主要な会議に関する日程案について
- 10 平成26年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回研修部会

<報告事項>

1 土地家屋調査士特別研修について

<協議事項>

- 1 平成25年度研修部事業の具体的執行について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修資料及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発について
- 7 土地家屋調査士特別研修の今後の方針について
- 8 平成26年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 9 第9回土地家屋調査士特別研修の運営について
- 10 第8回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 11 平成26年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 12 第10回土地家屋調査士特別研修について
- 13 今後の会議日程(第9回土地家屋調査士特別研修)について

23日

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第9回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第10回土地家屋調査士特別研修について

23～24日

第5回財務部会

<報告事項>

- 1 平成25年度財務部事業計画の執行状況について
- 2 平成25年度財務部会協議事項における未了

事項について

- 3 団体定期保険の終了について
- 4 全労済が提供する団体生命共済への加入について
- 5 過年度に過払いされた会費の返還請求への対応について

<協議事項>

- 1 各種委員等への謝金の支出について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)等について
- 3 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について
- 4 図書等頒布の今後のあっせん方針について
- 5 平成26年度財務部事業計画(案)について
- 6 平成26年度予算(財務部案)について
- 7 平成25年団体定期保険の必要経費について

24日

第9回業務部会

<協議事項>

- 1 平成25年度事業計画の進捗状況の報告と確認について
- 2 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 3 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 4 筆界特定制度に関する事項について
- 5 登記測量に関する事項について
- 6 調査・測量実施要領改訂への取組みについて
- 7 調査・測量実施要領(現行版)の増刷について
- 8 不動産登記規則第93条不動産調査報告書案の作成について

28～29日

第7回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士紹介特別番組の制作について
- 2 会報編集及び掲載記事について
- 3 平成26年度の事業執行予定について

29～30日

平成25年度第20回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 平成25年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設について
- 4 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について

30～31日

第3回日調連筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 研修要領(モデル)の作成について
- 2 アンケートの実施について
- 3 平成26年度事業計画について
- 4 筆界特定に関する情報のとりまとめについて
- 5 筆界特定制度推進委員の補充について

30日

第2回特定認証局運営委員会

<報告事項>

- 1 日調連特定認証局の活動状況について
- 2 日調連特定認証局更新調査について
- 3 有効期限切れに伴う新しい電子証明書の利用申込書送付について
- 4 電子証明書の受け取り確認について
- 5 情報管理システムが使用しているサーバの入れ替えについて
- 6 「セコムパスポート for G-ID」認証局への移行関係について
- 7 日調連特定認証局の閉局について

<協議事項>

- 1 平成26年度日調連特定認証局特別会計予算(案)について
- 2 新認証局における運用について
- 3 規程類の改正について
- 4 電子認証局会議への参加について

31日

第2回研究テーマ「最新計測機器」会議

<協議事項>

- 1 今後の懸案事項について
- 2 準天頂衛星システムの測量分野での利活用を含んだ借用機器を用いての実証実験について

2月

3日

第3回業務統計等検討会

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」調査報告書の作成について
- 2 業務実態調査集計報告書の公開方法について
- 3 平成25年業務実態調査のとりまとめについて

5日

平成25年度第21回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成25年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

5～6日

平成25年度第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成26年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 3 会員必携改訂WG(ワーキンググループ)の組成について
- 4 公共事業に係る登記関連業務の受託体制について
- 5 研究所研究員の追加選任について
- 6 事務局長の異動について

<協議事項>

- 1 政策要望について
- 2 境界実務講座(仮称)の開催について
- 3 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)について
- 4 平成25年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 5 新認証局における電子証明書発行負担金について
- 6 電子証明書の利用範囲の拡大について
- 7 各種委員等への報償費の支出について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)等について
- 9 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について
- 10 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 11 CPD制度Q&A等の整備、改訂について
- 12 課税台帳と登記簿の2元解消の研究(会長付託研究)の方向性の確認について
- 13 土地家屋調査士制度の将来展望と長期計画について
- 14 「最新計測機器」による実証実験の実施について
- 15 「世界の地籍制度に関する研究」会議への会員への自由参加募集について
- 16 平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 17 連合会における平成26年度の主要な会議に関する日程案について

平成25年度第7回常任理事会業務監査

6日

平成25年度第3回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 地籍調査への参画のあり方について

12日

第3回研究テーマ「筆界鑑定理論」会議

<協議事項>

- 1 平成25年度研究所研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」についての今後の進め方について
- 2 資料収集に対する報告書の提出について
- 3 中間報告書のまとめ方及び会報(来年度5月号)への掲載について

第2回シンポジウム準備委員会

<協議事項>

- 1 開催日時について
- 2 会場の選定について
- 3 実施内容について

12～13日

地図対策室会議

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項に係る民間測量成果の活用について

13日

総務部打合せ

<協議事項>

- 1 登記業務の取扱いに係る打合せについて
- 2 日調連特定認証局の民間認証局移行による日本土地家屋調査士会連合会電子証明規則の新設(案)について
- 3 土地家屋調査士会会則の一部改正(案)に係る事前内議について
- 4 特別民間法人の指導監督基準に基づく是正要請への対応について
- 5 連合会長表彰候補者の推薦について

14日

第10回業務部会

<協議事項>

- 1 平成25年度事業計画の進捗状況の報告と確認について
- 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 登記測量に関する事項について
- 5 調査・測量実施要領改訂への取組みについて
- 6 調査・測量実施要領追録第4号の確認及び発刊について
- 7 調査・測量実施要領(現行版)の増刷について
- 8 ネットワークRTKの表示登記利用に関する法務省検討への対応について
- 9 ネットワーク情報システムの構築について

第29回



写真コンクール 作品募集



連合会及び日調連共済会では
親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。
各位のより一層のご応募をお待ちしております。

- | | |
|---------|--|
| 主 催 | 日本土地家屋調査士会連合会 |
| 審 査 員 | 写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一 氏 |
| テ ー マ | 自由(組写真は不可) |
| 種類とサイズ | 四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたものも可。)でカラー・白黒どちらも可。 1人2点まで 。
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。 |
| 使 用 権 | 入賞作品は原則として連合会に帰属します。 |
| 応 募 資 格 | 土地家屋調査士会会員及び補助者 |
| 賞 | 連合会長賞(1名) 賞状及び副賞
金 賞(1名) 賞状及び副賞
銀 賞(2名) 賞状及び副賞
銅 賞(3名) 賞状及び副賞
入 選(数名) 賞状及び副賞
※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を本誌に掲載します。 |
| そ の 他 | 未発表の作品に限ります。なお、応募作品は返却いたしません。 |
| 締 切 り | 平成26年5月7日(水)必着 |
| 送 り 先 | 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 財務部あて |
| 発 表 | 連合会総会及び本誌8月号掲載(予定) |

ちょうさし俳壇

第346回



三ツ星

水上陽三

一品の男の料理小正月
大寒や潔き語を連発す
寒夜聞く音の一つに遠列車
暇道渴ききつたる寒九かな
三ツ星は盾の紋章冴返る

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

町に出るダウンジャケット子に貰ひ
牛の啼く素第の十四忌一月十日浄道忌
駅口に妻を見送る寒日和
錦糸町駅の界限春めきぬ
春愁や死語となりたる語彙の数

茨城 島田 操

一つづつ連れと分け合ふ露の蔓
ふたりして八十路越えゆく年の豆
縁談の整ひ和む春炬燵
津波禍の瓦礫も朽ちて春寒し
畦焼の立ち上がる炎は叩かれて

茨城 中原ひそむ

年新た生後二十日の曾孫抱き
母在さば冬至南瓜よ妻と病む
炬燵寝の癖となりたる八十路かな
小鳥来て啄みつくす実南天
風船爆弾揚げしこの地や藪椿

岐阜 堀越貞有

隠れたる才の現はれ惣坊主
何時までも説教続く二月尽
今日もまた後手に回され春遅し
話下手いや聞き上手石路の花
天寿とは言へど寂しい春の霜

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

春愁や死語となりたる語彙の数

その時代の世相を反映して、流行語と言われるような新しい言葉が生まれるけれども、長続きする事なく消えて行く言葉は数知れない。作者は、そのことの善悪を指摘しているのではなく、軽薄な時代の流れに反発を感じているのではないだろうか。

島田 操

畦焼の立ち上がる炎は叩かれて

山焼や、野火のように田の畦の枯草を焼き、病虫害の駆除に一役買っているのが畦焼である。走る火を見守る農夫は大概手頃な棒を携えていて、火の勢いを制御している光景をよく目にする。畦焼きの様子を観察しながら即刻にできた作品であろう。阿蘇や、若草山の山焼きの様子はテレビ等で見ることができ、最近煙を出して物を焼くことが簡単にできない時代で、俳人にとってはいささか住みにくい時代ではある。

中原ひそむ

風船爆弾揚げしこの地や藪椿

戦時中それも敗色濃くなった頃、風船爆弾を掲げて風に乗せ遙かアメリカの地まで届かせようとした愚かな戦術が実際に行われたそうである。打ち上げ基地を知っている作者なのか、聞いたのかは明らかでないが現実はその地に立ってみると、真っ赤な藪椿が咲く荒れ果てた地であった。

堀越貞有

天寿とは言へど寂しい春の霜

天寿を全うされたといっても、人の死は永遠の別れでありやはり寂しいものと言え。と、当たり前のことを述べているにすぎないが、俳句の良さは季語の斡旋によって生きてくるといふ標本のような作品と言える。春の霜ははかないものとされている。

【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二口3~5句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便・〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX 03-3292-0059

電子メール: rengokai@chosashi.or.jp

備えることの大切さ

宮城会 亀山 一宏

昨年の年末に、日調連会報への寄稿の依頼を受けました。年金事務局職員の懐かしいお声に接し、つい寄稿の依頼を引き受けてしまいました。私は平成9年から3年間、土地家屋調査士国民年金基金の代議員と理事を勤めさせていただきました。当時は水上要蔵先生(元連合会会長)が理事長で、年金基金の知識が全くない私にとっては見るもの、聞くもの全てが新しく、議案書の資料の金額の大きさと、その運用の複雑さに驚くばかりでした。水上要蔵先生や先輩理事である藤原久司先生には、多くのことをお教えいただいた3年間でした。

さて、東日本大震災から3年が経過しました。当時、私は事務所のパソコンで建物図面の作成中でした。当日は70歳の誕生日で、家族がお祝いをしてくれると言うので早めに仕事を終わりにしようと思っていた最中、地震に襲われ、はじめは「また地震だ」程度に思いましたが、揺れの強さと長さに異常を感じました。99%宮城県沖地震がくるといわれ続けて10年余り、これといった備えもないまま大地震に遭遇いたしました。

電気・ガスが止まり、私の住んでいる地区だけが辛うじて水道は止まりませんでした。電気が止まり、住んでいる町の情報すら入らない状況で、翌日、東京に住んでいる姪からのメールで、宮城県が大変な状況になっていることを知りました。事務所の中は本や書類が散乱して、パソコンのハードディスクが倒れ、プリンターやコピー機は横を向いていました。また大きな余震が来ると思うと片付ける気にもなれず、2・3日そのまま過ごしたことが思い起こされます。

99%やってくるといわれ続けた大震災に何の備えもしてこなかったことが、2ヶ月間の耐乏生活を強いられる結果となりました。将来、高い確率で起こることが解かっている、それに備えることの難しさが有ります。これは年金基金の加入にも通じるのではないのでしょうか。将来、確実にやってくる年



金生活が、国民年金だけでは営むことができないという事実は解かりきっております。微々たる国民年金から、さらに介護保険料が引かれて支給されるのですから、たまったものではありません。さらに70歳を迎える方々は、今年の春から医療費負担が1割から2割になります。少子化社会が続く限り、年金の改善は望めそうにありませんから、年金基金に加入して将来に備えるか、霞を食べて生きられるように仙人の修行に入るべきか二者択一の選択です。

震災のとき、5ヶ月間すべての業務が停止いたしました。自由業の悲しさで、仕事をしなければ収入も閉ざされます。土地家屋調査士国民年金基金からの受給、本当に助かりました。

土地家屋調査士国民年金基金への加入をお勧めします。きっと貴方の第二の人生を豊かにしてくれます。



速報!

●土地家屋調査士の皆さまへ

国民年金基金からの大切なお知らせ!!

平成26年4月から、掛金が変わる予定です!

国民年金基金制度では、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、掛金を見直すことが法令等により義務づけられております。(※前回の財政再計算は平成21年4月)

平成25年度はこの「再計算」を行う年にあたるため、現行商品を見直し、**平成26年4月から新しい掛金額が適用される予定です。**

変更になるのは26年4月以降に新規加入、増口をされる場合の掛金です。現在、基金に未加入で新規加入をお考えの方、基金に加入中で増口をご検討の方は、新規加入、増口ともに26年3月末までにされることをお勧めいたします。

平成26年3月末までに新規加入・増口のお申込みをいただければ、現在の掛金額が60歳まで変わることなく、ずっとご加入いただけます。

*** この機会に、将来の生活設計について考えてみませんか!? ***

☆☆☆☆ 加入ありがとうキャンペーン ☆☆☆☆

10月 ご当選者発表

白井 俊博 様 (岐阜県在住)

須本 一裕 様 (広島県在住)

早川 達也 様 (愛知県在住)

10月のご当選者の方々には『岩手』の美味しいものとして帆立炊き込みご飯の素や盛岡冷麺、お米などの詰合せを贈らせていただきました。

ご当選の方々から『とても美味しかった!』『色々入っていて楽しめた』と喜びのコメントをいただきました。

おめでとうございます!



第9回国際地籍シンポジウム(韓国)

会員研究論文募集のお知らせ

「国際地籍シンポジウム」は、平成10年秋に台湾で開催された、韓国・台湾・日本を核とした研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年ごとに三者持ち回りで開催されているものでありますが、この度、来る8月26日(火)～27日(水)の期間、韓国・ソウルにおいて第9回国際地籍シンポジウムが開催されることとなり、そこで論文の発表を予定しております。

つきましては、同シンポジウムにおいて発表していただく論文を下の要領により、募集いたしますので、ご応募いただきますようお願いいたします。

なお、応募に際しては、まず、論文の<要約>をご提出いただき、こちらで選考の上、入選された方々につきまして、改めて、論文(本文)のご提出をお願いすることにしております。

●募集論文のテーマ

メインテーマ「持続可能な土地行政」

- (1)地籍、法律、制度、政策、教育等
- (2)地籍測量、地図製作、GPS、航空測量、技術革新等
- (3)土地、空間情報、GIS等

上記(1)から(3)のいずれかに関するもの。

<要約>

○応募資格 土地家屋調査士会員に限ります。

○書式

データ形式：Microsoft Word97-2003 (doc)形式

用紙：A4判1～2枚

フォント：MS明朝(英文はTimes New Roman)

フォントサイズ：12ポイント

(但し、タイトルは20ポイント太字、サブタイトルは16ポイント太字、見出しは12ポイント太字にしてください。)

文字数及び行数：40文字・35行

余白：上下左右：30mm

○応募方法 応募する論文(要約)は原則として1人1テーマとし、要約(日本語)を以下のEメールアドレス宛て送信してください。

○送付先 rengokai@chosashi.or.jp

※メール件名を「国際地籍シンポジウム論文」としててください。

※メール本文に「論文テーマ」「所属会」「氏名」「住所・電話番号・FAX番号」を明記してください。

※要約の最後に執筆者の氏名、所属会、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○締切り 平成26年4月25日(金)必着

要約を審査した上で、入選者には5月上旬に改めて連合会から論文作成を依頼します。

※参考までに論文(本文)の書式等は次のとおりです。

<論文>

○書式等 書式は要約と同じです。但し10枚以内とします。

また、論文を記録したCD-ROM及び印刷した論文を各1部ずつ連合会へ郵送していただきます。

なお、応募原稿及び資料は返却いたしません。

○締切り 平成26年5月末予定

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,722枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、昨年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員

の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引することを検討しています。

2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月上旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いいたします。

A グループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いいたします。

B グループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いいたします。

C グループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いいたします。

3 電子証明書の発行方式

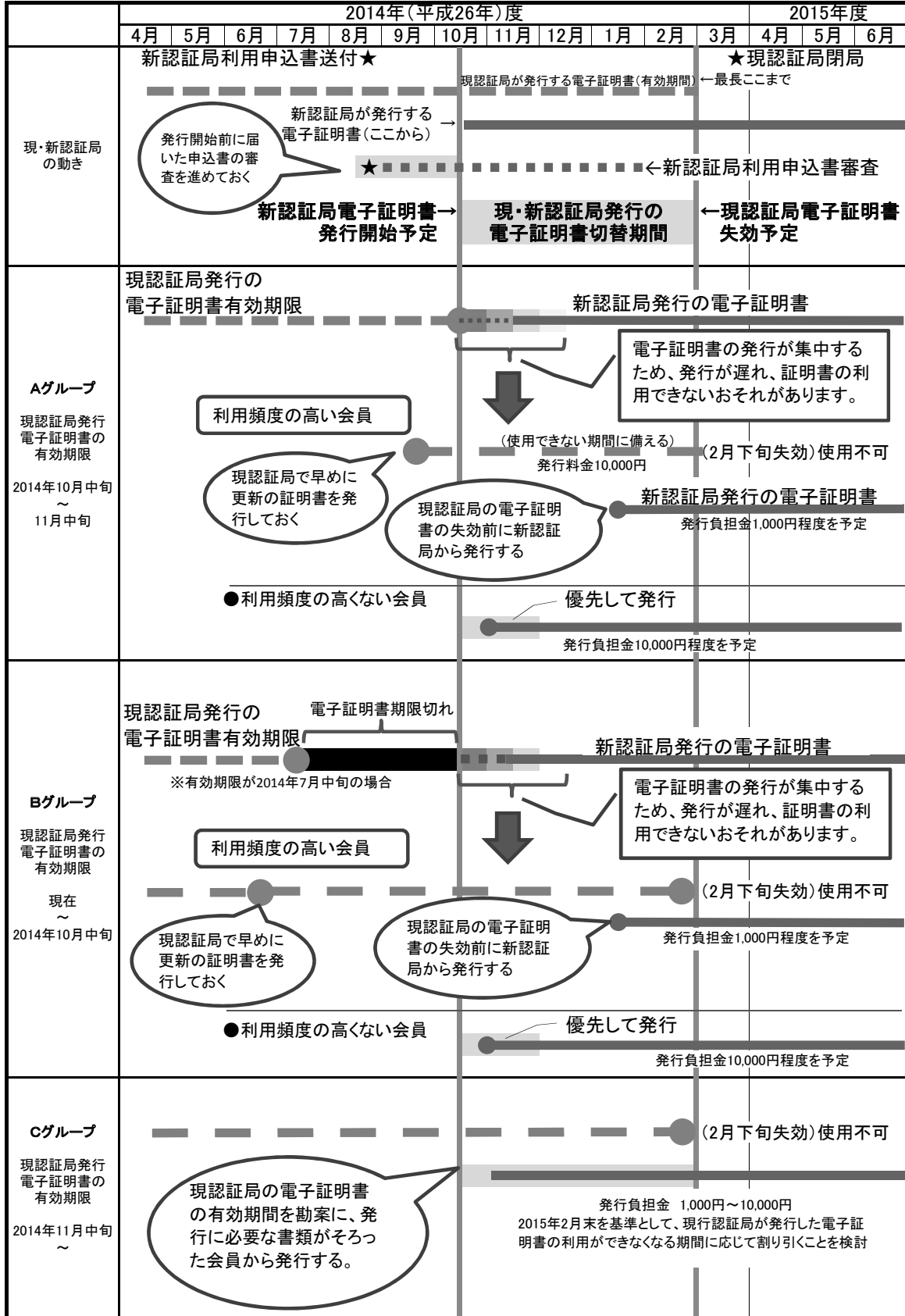
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年 1月10日付

東京	7816	勝田	千尋	東京	7817	小池	寿人
東京	7818	村重	瞳	東京	7819	鷺野	大造
東京	7820	川崎	丈二	東京	7821	雨宮	秀仁
東京	7822	荒井茂	登美	東京	7823	三村	誠
神奈川	2969	内藤	武夫	神奈川	2970	中田	健二
千葉	2137	中村	誠	千葉	2138	森川	和直
静岡	1747	松下	晴彦	静岡	1748	斉藤	伸
静岡	1749	高須	一暢	長野	2580	小池	健太
兵庫	2431	藤田	真吾	滋賀	431	伊庭	秀
愛知	2843	天野	勲	愛知	2844	伊藤	裕之
愛知	2845	渡會	高紀	愛知	2846	早稲田	泰英
愛知	2847	三宅	式樹	広島	1849	西本	博宣
山口	955	重田	正将	岡山	1372	船守	雄喜
岡山	1373	河本	晃征	鹿児島	1054	末永	則雄
鹿児島	1055	郡山	天志	宮崎	788	福嶋	城史
宮崎	789	吉岡	貴浩	札幌	1177	渡邊	純
香川	703	山下	和慶	香川	704	中島	仁
愛媛	838	松本	太郎				

平成26年 1月20日付

東京	7825	藪谷	寛	神奈川	2971	田中	明子
埼玉	2550	道正	尚志	栃木	908	吉原	成年
栃木	909	原	康幸	群馬	1022	齊藤	聡太
山梨	396	大野	裕達	滋賀	432	馬場	真作
岐阜	1251	加地	健一	福岡	2238	永田	博文
福岡	2239	田中	勇一	福岡	2240	先崎	滋
鹿児島	1056	屋久	智博	沖縄	486	宮城	匡
沖縄	487	宮城	浩	沖縄	488	翁長	宏一朗

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年11月13日付

兵庫	642	永尾	榮敏				
平成25年11月28日付	青森	303	山崎喜三郎				
平成25年11月29日付	岩手	1142	北上 法則				
平成25年12月 4日付	新潟	1717	志賀 和則				
平成25年12月 7日付	兵庫	1158	三和 康郎				
平成25年12月10日付	千葉	1916	佐々木光弘				
平成25年12月13日付	愛知	1357	渡會 明				
東京	4496	河野	佳弘	東京	4839	西川	實
東京	5485	桐生	實	東京	5556	並木	由松
東京	6367	上地	長勝	東京	6907	田野邊	幸裕
東京	7364	北島	千鶴	神奈川	598	芳垣	孝
神奈川	1324	中田	週二	神奈川	2837	月舘	隆吉
埼玉	1885	根岸	利光	茨城	946	稲見	一夫
群馬	813	宮澤	邦彦	新潟	1588	板井	泰治
新潟	1794	佐藤	繁穂	大阪	1245	谷尾	政憲
大阪	1337	柳	鎔澤	大阪	1352	芦田	多喜雄
大阪	2007	船戸	浩之	大阪	2087	太田	光洋
大阪	2310	川中	辰介	大阪	2862	杉本	正博
大阪	2966	糸永	群弘	大阪	3024	湊谷	弘行
大阪	3071	植田	朋三	兵庫	1527	黒田	哲男
滋賀	417	白井	隆仁	愛知	1527	鈴木	彦光
愛知	2079	今枝	典久	三重	445	岩脇	恒夫
富山	294	板谷	健治	広島	1197	西堀	和一
広島	1438	大田	孝	広島	1536	桂木	慎一
広島	1703	吉本	郁夫	広島	1733	山根	武久
山口	723	大森	正秀	大分	687	首藤	誠治
青森	663	木村	大至	札幌	244	矢野喜一郎	
札幌	721	常本	浩作				

平成26年 1月10日付

東京	1775	田丸	雅造	東京	3856	渡部	五郎
東京	5418	藪谷	幸男	東京	7740	輿水	城治
神奈川	2106	菅	剛	山梨	219	渡辺金一郎	
新潟	1869	浜崎小三郎		新潟	1958	須貝	將友
京都	119	盛岡登良夫		和歌山	249	稲田	利明
愛知	1353	柴田	知己	愛知	2425	井戸	直人
三重	518	大木	勇夫	富山	313	藤井	進
広島	1237	佐伯	讓司	広島	1254	津村	好一
広島	1529	向井田	續	鳥取	340	小椋	修身

島根	173	大原 春治	熊本	700	柿本 敏行
熊本	1112	田邊由美子	岩手	146	小原 馥
札幌	846	福田 輝行	愛媛	516	福島 光一
平成26年 1月20日付					
東京	6110	内藤 静江	埼玉	170	荒井 安一
群馬	771	外丸 昭三	大阪	2223	中村 修二
福井	297	武井 康弘	富山	317	岡部 豊
福岡	753	千代田尚勝	福岡	1066	永渕 藤時
福岡	1109	本郷 茂信	福岡	1587	大渕 信博
福岡	1703	植木 正博	福岡	1941	川崎 克己
福岡	2207	池田 俊幸	長崎	668	松井 正和
宮崎	470	嶋田 正	青森	705	芳賀 亨
旭川	280	安部 宏明			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成26年 1月10日付					
神奈川	2638	櫻井 文明	栃木	848	平野 貴敏
広島	1622	渡辺 重弘			
平成26年 1月20日付					
東京	7714	平良 真吾	群馬	715	黒澤 一久

編集後記

「人生を豊かにする彩り」 vol.8

しんしんと降りつもる雪は、朝を迎える頃には一面を銀世界に変えているのか。きっと、子供たちは寒さも忘れて、雪だるまを作って笑顔の花を咲かせるのだろうと考えたら、この原稿も苦にはならない。雪は、人間にとって、しばしば自然の厳しさを見せつけるが、自然の中で最も美しいものの一つであることに間違いはない。

さて、今回は【白色】についてです。

【白色】に惹かれるときとは、例えば、花嫁の白無垢やウエディングドレスに象徴されるように、新しい色に染まる心の準備ができたときです。つまり、変化しようとする気持ち、変化を受け入れようとする気持ちの状態にあるといえそうです。こんなときは、身や心の「仕切り直し」のチャンスが高まっていることを表します。

また、白は高い理想を持つ清らかさを表現する色といわれ、自分の理想に基づき、新しい自己を創造する強さ、そして潔さを持っています。

「白が好き」という方は、純粋で優しい心を持つ人が多いようです。反面、何でも受け入れてしまう性格を併せ持っているようで、人の言葉に影響を受け

過ぎてしまう傾向が見受けられます。

今日はなんだか白が気になる、なんてときは「頭が真っ白になる」という表現があるように、何か強いショックを受けたときなのかもしれません。そんなときには、目標設定を明確にして、少し身を引いてフラットでいることを心がけると心身共にバランスがとれるようになります。

日本人の食生活では、お米や牛乳、豆腐など日常的に【白色】を摂取しています。これなどは、昨日までを一旦リセットして、新たな一日を迎えようとする気持ちが働いているのかも知れませんね。

天然石では、ダイヤモンドやムーンストーンはユアセルフ(本来の自分)と繋がるといわれています。小さなものでも身に付けておけば、白の効果が期待されます。

「自分自身を変えてみたい」と思ったときは、是非【白色】を意識してイメージしてください。新しい自分へ一歩踏み出す勇気が湧いてきます。【黒色】を象徴するものが闇だとすれば、【白色】を象徴するものは光だといえます。歩き出した道はきっと光で満たされているはずです。

広報部次長 金子正俊

土地家屋調査士

発行者	会長 林 千年
発行所	日本土地家屋調査士会連合会 [®]
	〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
	電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
	URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所	十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

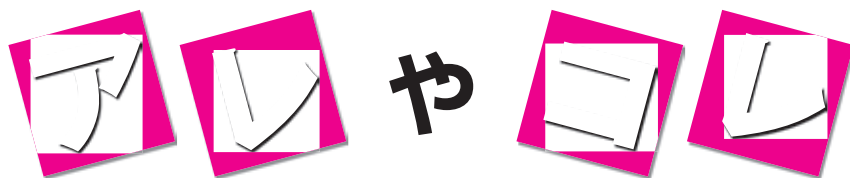
送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

知っておきたい!

電子証明書

ICカードの



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ&Aを掲載しています。





こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!

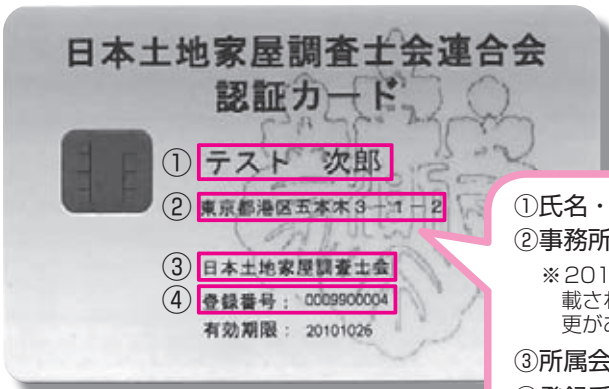


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続きを行います。登録事項変更の手続きを行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



土地家屋調査士
広報キャラクター
「地識くん」

お問合せ先 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp